

# 古賀市こども計画 (素案)

令和7年3月  
古賀市





# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画策定の趣旨 .....	2
3 計画の位置付け .....	3
4 計画の期間 .....	4
5 計画の策定方法 .....	4
第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状 .....	6
1 統計データでみえる古賀市の現状 .....	6
2 アンケート調査結果からみえる現状 .....	18
3 ワークショップ .....	36
4 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題 .....	40
第3章 計画の基本的な考え方 .....	48
1 基本理念 .....	48
2 基本目標 .....	49
3 施策の体系 .....	50
第4章 施策の具体的な取組 .....	51
1 子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します .....	51
(A) 妊娠前から幼児期まで .....	51
(B) 学童期・思春期 .....	54
(C) 青年期 .....	57
2 チルドレンファーストの子育て・子育てを支援します .....	58
3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します .....	64







本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要な進展がみられました。

さらに、令和6年4月には児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、「児童福祉法」が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が行われました。

### (3) 福岡県の動向

---

福岡県は、令和2年3月に次世代育成支援対策推進法（第9条）に基づく「福岡県次世代育成支援行動計画」と、子ども・子育て支援法（第62条）に基づく「福岡県子ども・子育て支援事業支援計画」を合わせ持つ計画として、「第2期ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定しています。

また、令和3年3月には子どもの貧困対策の推進に関する法律（第9条）に基づく「第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画」、令和4年3月には福岡県青少年健全育成条例（第8条）と、子ども・若者育成支援推進法（第9条）に基づく「福岡県青少年健全育成総合計画」を策定し、子ども・子育てに関わるさまざまな施策を展開しています。

## 2 計画策定の趣旨

本市は、誰もが安心して子どもを生み育てることができ、子どもの健やかな成長及び自立が図られること並びに「児童の権利に関する条約」の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざし、平成31年3月制定の「古賀市子ども・子育て支援条例」及び令和2年3月策定の第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画に基づき、さまざまな子育て支援に取り組んできました。

令和4年3月に策定した第5次古賀市総合計画では、都市イメージ「ひと育つ こが育つ～人がまちを支え まちが産業を支え 産業が人を支え みんなが育つ 未来に向かって育ち続けるまち～」の実現に向けて、基本目標の一つとして「すべての人が尊重し合い 未来を拓く子どもたちが輝くまち」を掲げ、一人ひとりが個性を認め合い、子どもたちの育ちと学びをまちぐるみで支え、誰もが心豊かに自分らしく生きられるまちをめざしています。また、子ども子育てに関わる政策として、「子育て支援の充実」、「学校教育の充実」、「つながりを深める学ぶ機会の充実」、「人権と多様性の尊重」を進めています。

このように、これまでに国、県及び市ではさまざまな子育て支援に取り組んできましたが、少子化の進行には依然として歯止めがかかっておらず、少子化は本市のみならず全国的な課題となっています。さらに、子どもや子育て家庭を取り巻く課題も、ますます複雑化・多様化しています。

こうした状況の中で施行された「こども基本法」においては、市がこども大綱及び県こども計画を勘案し、市における子ども施策に関する計画を定めるよう努めることが求められています。



## 4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

計画期間

令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	令和 12年
第2期 古賀市子ども・子育て支援事業計画										
					古賀市こども計画					次期 計画

## 5 計画の策定方法

### (1) ニーズ調査の実施

本計画の策定に伴い、住民の方の子ども・子育てに関する考えや意見を聞き、調査結果を計画策定の基礎資料として活用するためにアンケート調査を実施しました。

さらに、子ども・若者を対象にしたワークショップの開催、地域の子育て支援者に対してヒアリング調査を行い、子ども・子育てに関する貴重なご意見をいただきました。

#### ① アンケート調査

調査地域	古賀市全域
調査の種類	<input type="radio"/> 子ども・子育て支援に関するアンケート <input type="radio"/> 子どもの生活状況に関するアンケート <input type="radio"/> 子ども・若者の意識に関するアンケート
調査対象者	<b>【就学前児童の保護者】</b> 市内在住の就学前児童の保護者 <b>【小学生の保護者】</b> 市内在住の全小学2年生・4年生・5年生の児童の保護者 <b>【小学校6年生】</b> 古賀市立小学校に通う全小学6年生 <b>【中学校3年生】</b> 古賀市立中学校に通う全中学3年生 <b>【小・中学生の保護者】</b> 古賀市立小学校・中学校に通う全小学6年生、中学3年生の児童の保護者 <b>【子ども・若者】</b> 市内在住の16歳から39歳の方
調査期間	令和6年5月27日～令和6年6月21日
調査方法	<b>【就学前児童の保護者】</b> 郵送による配布、郵送・WEBによる回答併用 <b>【小学生の保護者】</b> 【小学校6年生】【中学校3年生】 <b>【小・中学生の保護者】</b> 学校を通じて配布、WEBによる回答併用

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	1,000通	574通	57.4%
小学生2・4・5年生 の保護者	1,690通	757通	44.8%
小学6年生	618通	459通	74.3%
中学3年生	581通	401通	69.0%
小学6年生・中学3年生 の保護者	1,199通	546通	45.5%
若者(16歳～39歳)	698通	235通	33.7%

## ② ヒアリング調査

### ■ 子ども・若者グループ

項目	子ども・若者ワークショップ
開催日時	令和6年5月26日(日)午後2時～
場所	リーパスプラザこが
参加者	高校生・若者 8名、中学生 6名 計 14名
内容	テーマ1 「これまでを思い出そう!! 自分たちがいきいき、わくわくする瞬間って?」 テーマ2 「未来を語ろう!(10年後の子どもたち)子ども たちにとって夢があるまちって?」

### ■ 支援者グループ

項目	子育て支援者グループヒアリング
開催日時	令和6年6月29日(土)午後7時～
場所	リーパスプラザこが
参加者	地域支援者 12名
内容	テーマ1 「5年前と比べての変化を考えよう」 テーマ2 「子育て支援に取り組むみなさんからみえる 子育て世帯がかかえる現状と課題」

## (2) 古賀市子ども・子育て会議による審議

第2期子ども・子育て支援事業計画の評価は、毎年、前年度事業実績を古賀市子ども・子育て会議で報告し、委員の皆様からご意見をいただきながら、進捗管理を進めてきました。

本計画である古賀市こども計画の策定についても、各種調査の結果を基に、子育て当事者等の意見を反映できるよう当会議で審議しました。

# 第2章

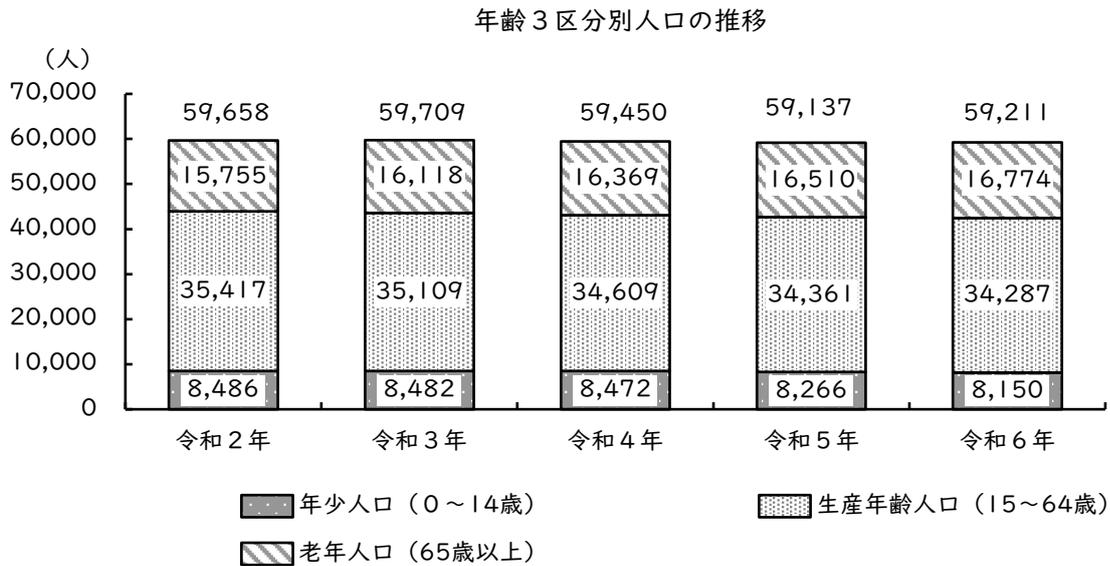
## 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状

### Ⅰ 統計データでみえる古賀市の現状

#### (1) 人口の状況

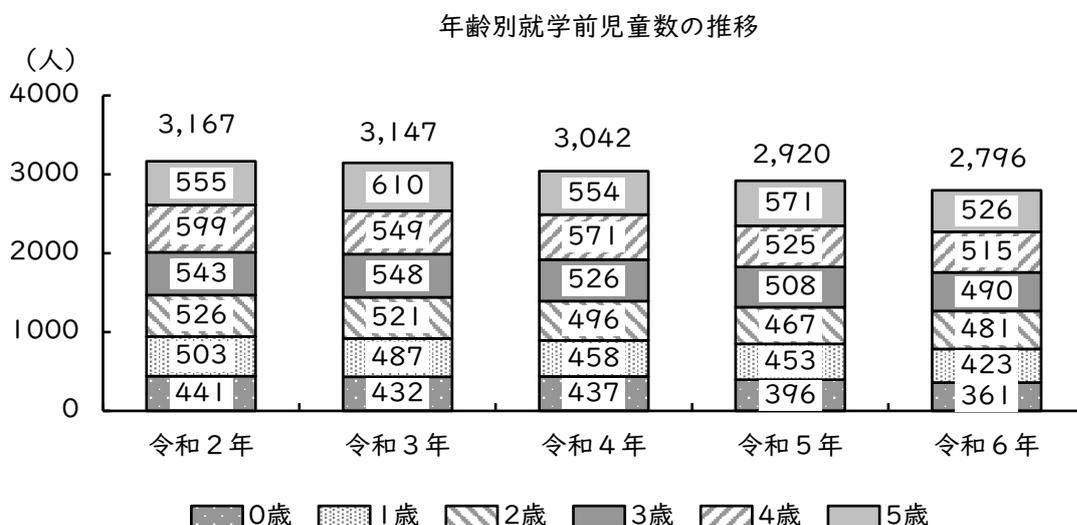
##### ① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で59,211人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



## ② 年齢別就学前児童数の推移

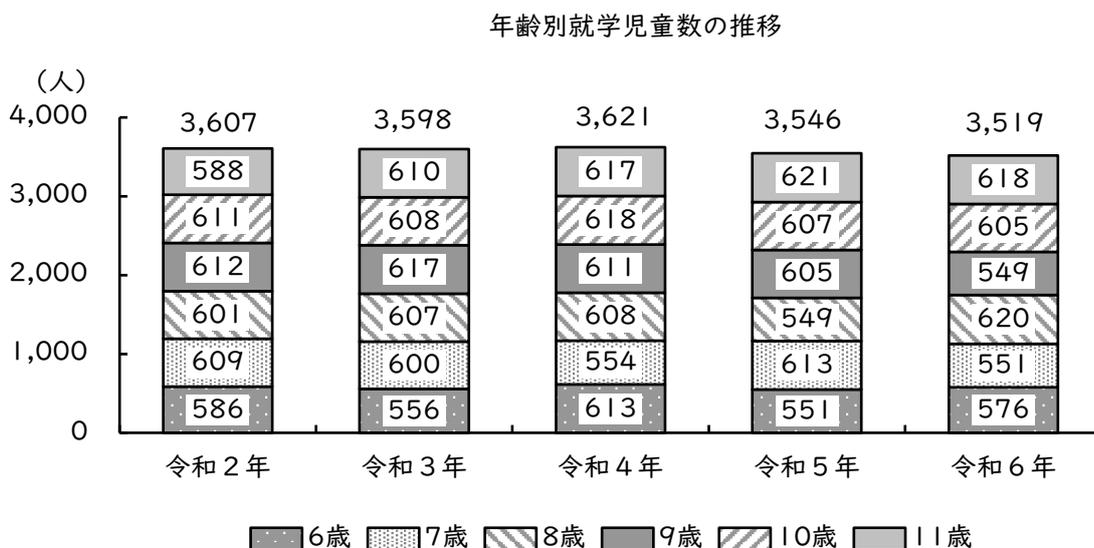
本市の0歳から5歳の子ども人口は令和2年以降減少しており、令和6年現在で2,796人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は令和2年以降減少傾向となっており、令和6年現在で3,519人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 世帯の状況

### ① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、令和2年で15,161世帯となっています。一方で、単独世帯の増加の影響もあって、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少しており、令和2年で64.3%となっています。

一般世帯・核家族世帯の状況

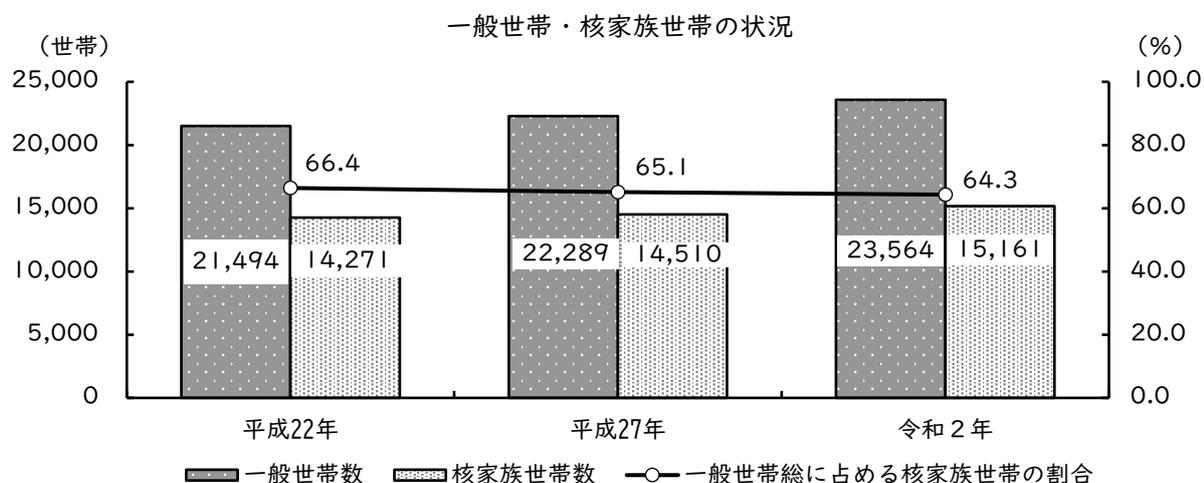
単位：世帯、人

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数
		核家族世帯				その他の親族世帯					
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども						
平成22年	21,494	16,221	14,271	4,438	7,579	299	1,955	1,950	189	5,075	56,661
平成27年	22,289	16,318	14,510	4,961	7,248	295	2,006	1,808	184	5,785	56,515
令和2年	23,564	16,681	15,161	5,482	7,140	328	2,211	1,520	221	6,651	57,188

※親族世帯：2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にある方のみで構成される世帯。

※非親族世帯：2人以上の世帯のうち、世帯主と親族関係にない方を含んで構成される世帯。

資料：国勢調査



## ② 6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯について、6歳未満の子どもがいる一般世帯数は減少、核家族世帯数は増加、18歳未満の子どもがいる一般世帯数、核家族世帯数はともに増加しています。また、構成割合はいずれの世帯も増加しており、令和2年はそれぞれ89.7%、88.3%となっています。

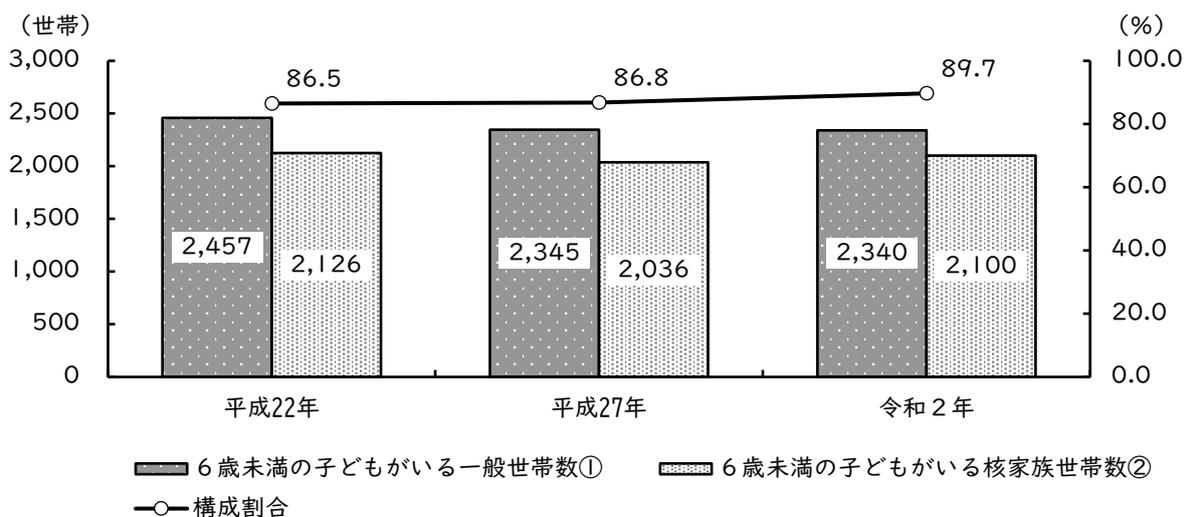
6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯の状況

単位：世帯、割合

	平成22年	平成27年	令和2年
6歳未満の子どもがいる一般世帯数①	2,457	2,345	2,340
6歳未満の子どもがいる核家族世帯数②	2,126	2,036	2,100
構成割合②/①	86.5%	86.8%	89.7%
18歳未満の子どもがいる一般世帯数③	5,978	5,535	5,578
18歳未満の子どもがいる核家族世帯数④	5,018	4,719	4,926
構成割合④/③	83.9%	85.3%	88.3%

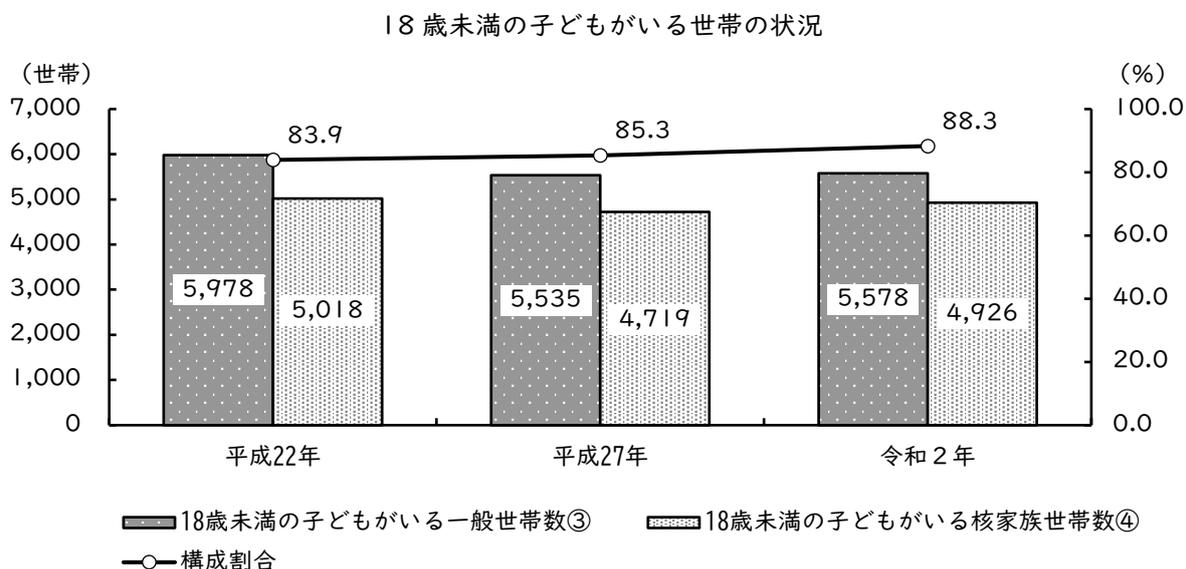
本市の6歳未満の子どもがいる世帯の状況について、一般世帯数は平成22年から令和2年にかけて減少しています。また、核家族世帯数は、平成22年から平成27年にかけて減少し、平成27年から令和2年にかけて増加しているため、核家族世帯の割合は増加しています。

6歳未満の子どもがいる世帯の状況



資料：国勢調査

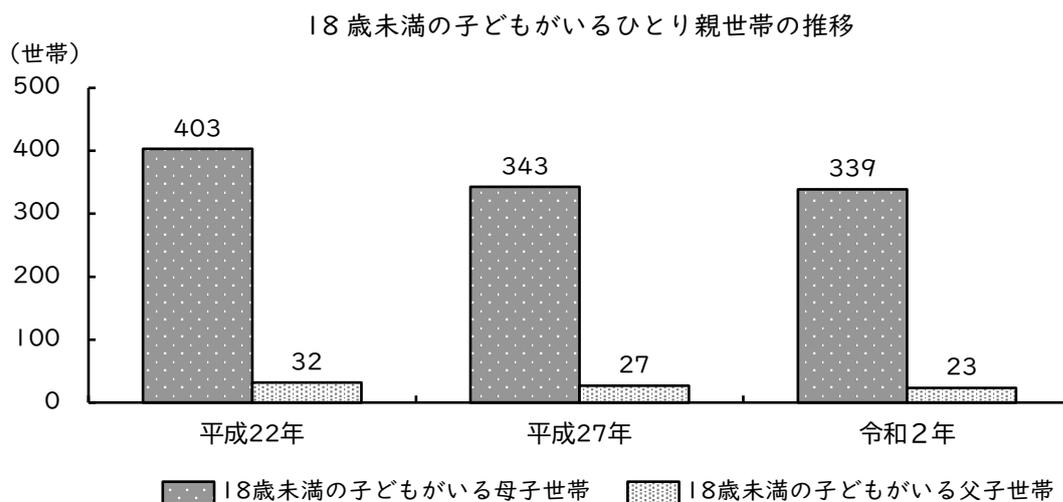
本市の18歳未満の子どもがいる世帯の状況について、一般世帯、核家族世帯ともに減少傾向にあります。構成割合は増加しており、令和2年で88.3%となっています。



資料：国勢調査

### ③ 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の状況について、母子世帯、父子世帯ともに減少しており、令和2年で母子世帯は339世帯、父子世帯は23世帯となっています。

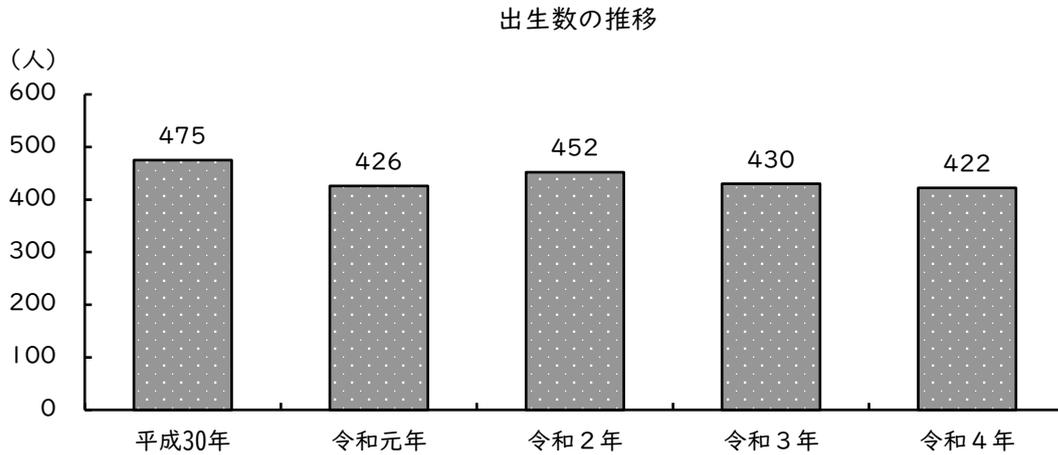


資料：国勢調査

### (3) 出生数の推移

#### ① 出生数の推移

本市の出生数は、過去5年間に於いて平成30年をピークに減少傾向にあり、令和4年で422人と過去5年間で53人減少しています。



資料：各都道府県人口動態統計（各年4月1日）

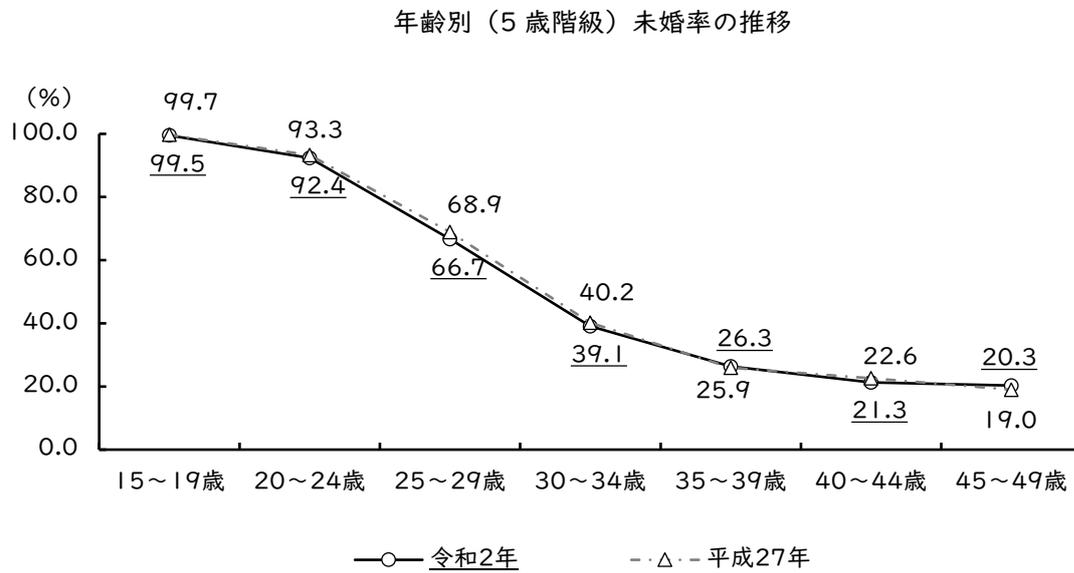
#### ② 母の年齢別（5歳階級）出生率の推移

集計中

## (4) 未婚・結婚の推移

### ① 年齢別（5歳階級）未婚率の推移

本市の年齢別未婚率は、平成27年と比較すると、ほぼ横ばいで推移しています。



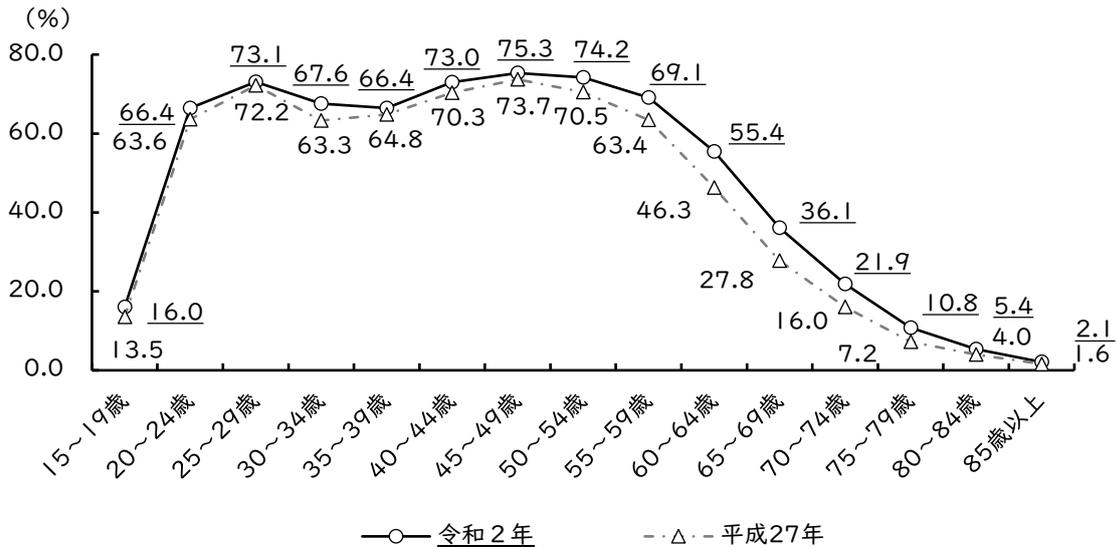
資料：国勢調査

## (5) 就業の状況

### ① 女性の年齢別（5歳階級）就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成27年と比べ、令和2年は、すべての年代で就業率が高くなっています。

女性の年齢別（5歳階級）就業率の推移

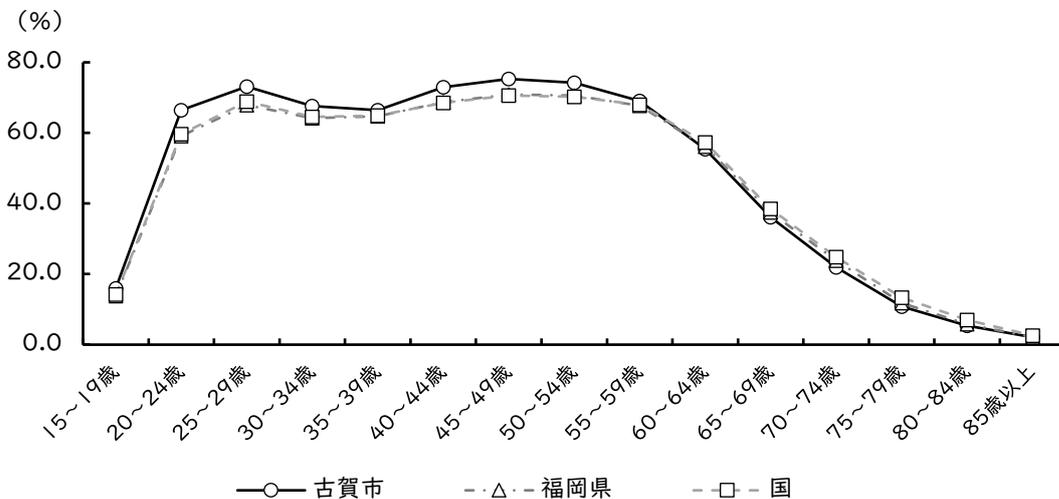


資料：国勢調査

### ② 女性の年齢別（5歳階級）就業率（県・国比較）

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を県、国と比較すると、15～59歳で県、国より高く、60歳以上は県、国を下回っています。

女性の年齢別就業率（令和2年 国・県比較）

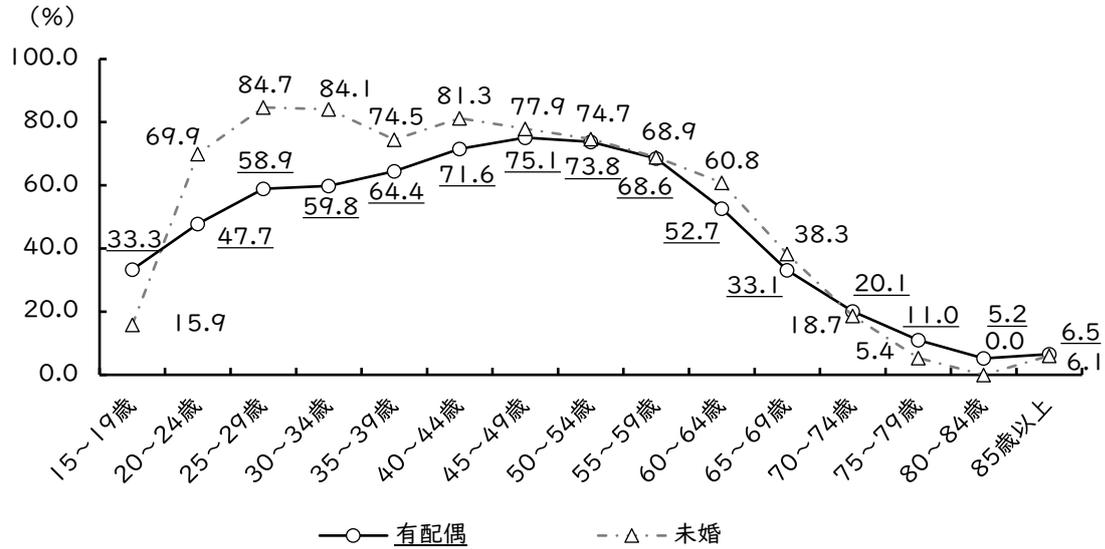


資料：国勢調査（令和2年）

### ③ 女性の年齢別（5歳階級）就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和2年の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、20歳～69歳までの既婚者に比べ、未婚者の就業率が高くなっています。

女性の年齢別就業率（令和2年 有配偶・未婚比較）

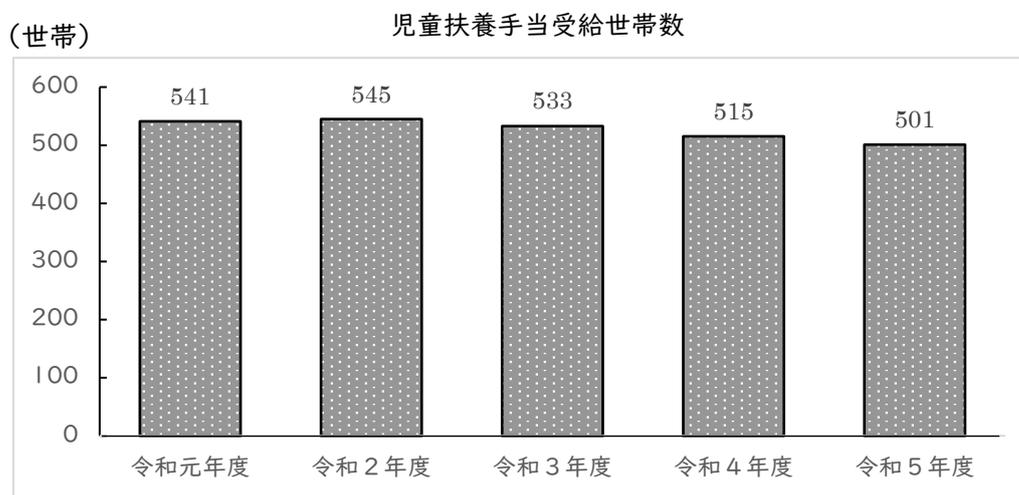


資料：国勢調査（令和2年）

## (6) その他の状況

### ① 児童扶養手当受給世帯数

本市の児童扶養手当受給世帯数は、令和2年度までは概ね横ばいで推移していましたが、直近3年は微減傾向にあります。



資料：古賀市(各年度3月末)

### ② 児童扶養手当受給世帯数の状況

本市の児童扶養手当受給世帯の状況は、母子世帯、父子世帯ともに、離婚に起因することが最も多く、令和6年(3月末時点)であわせて420世帯となっています。

児童扶養手当受給世帯の状況

単位：世帯

	離婚	死別	未婚	障がい	遺棄	養育者	その他 ※	計
母子世帯	401	2	59	1	2	1	15	481
父子世帯	19	1	0	0	0	0	0	20
合計	420	3	59	1	2	1	15	501

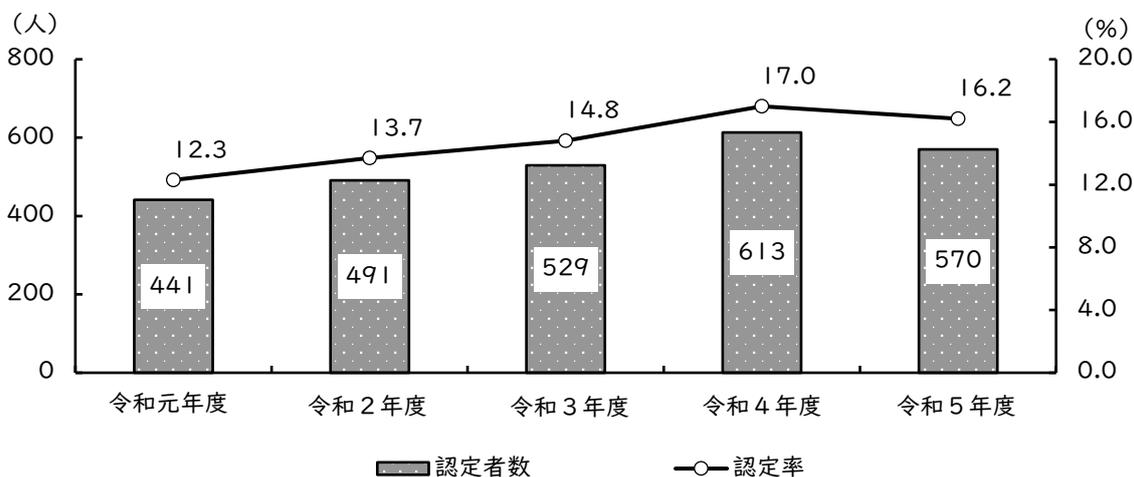
※きょうだい児童の状況がそれぞれ異なる場合や、いずれの項目にも該当しない場合

資料：古賀市(令和6年3月末時点)

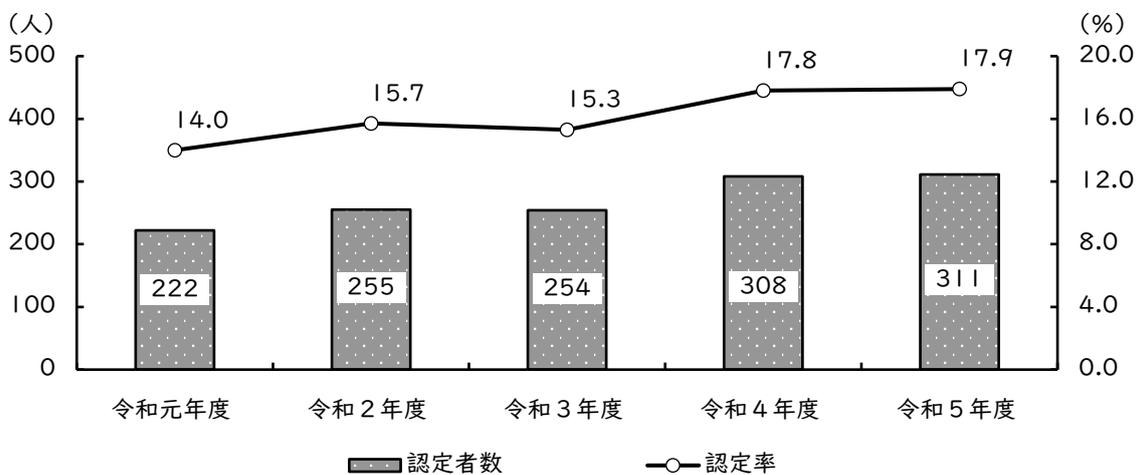
### ③ 小・中学生の就学援助の状況

本市の小・中学生における就学援助認定者数は増加傾向にあります。令和5年で、小学生は、認定者数が570人、認定率は16.2%となっています。中学生は、認定者数が311人、認定率が17.9%となっています。

就学援助認定者数（小学生）の推移



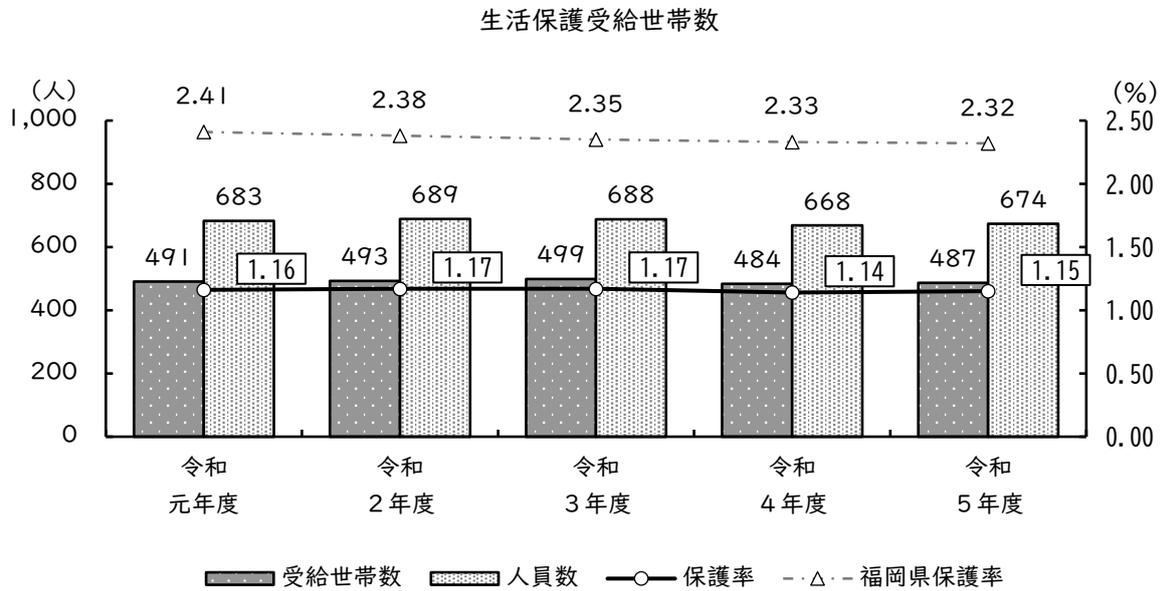
就学援助認定者数（中学生）の推移



資料：古賀市

#### ④ 生活保護受給世帯数

本市の生活保護受給世帯数は、令和5年度で487世帯、674人となっています。保護率を福岡県と比較すると、令和元年度以降、低い水準で推移しています。



※ 4月～翌3月までの12か月分の数値を算出した後、12で除して算出した値  
資料：福岡県

## 2 アンケート調査結果からみえる現状

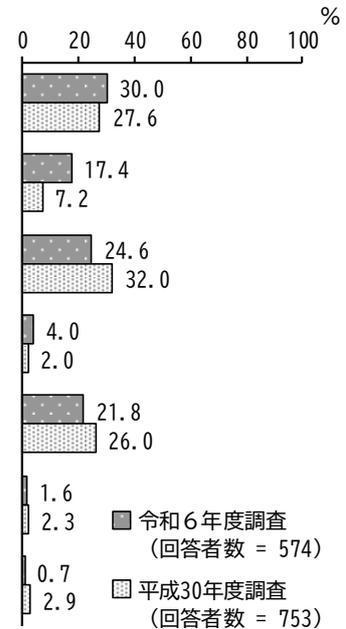
### (1) 就学前児童保護者アンケート

#### ① 母親の就労状況

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が30.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が21.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「フルタイムフルタイムでの就労」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が減少しています。

フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない  
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である  
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない  
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である  
以前は就労していたが、現在は就労していない  
これまで就労したことがない  
無回答

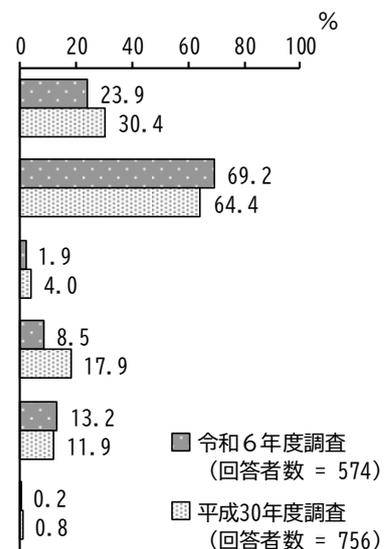


#### ② 保護者以外でこどもの面倒をみてもらえる人の状況

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が69.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が23.9%、「いずれもない」の割合が13.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が減少しています。

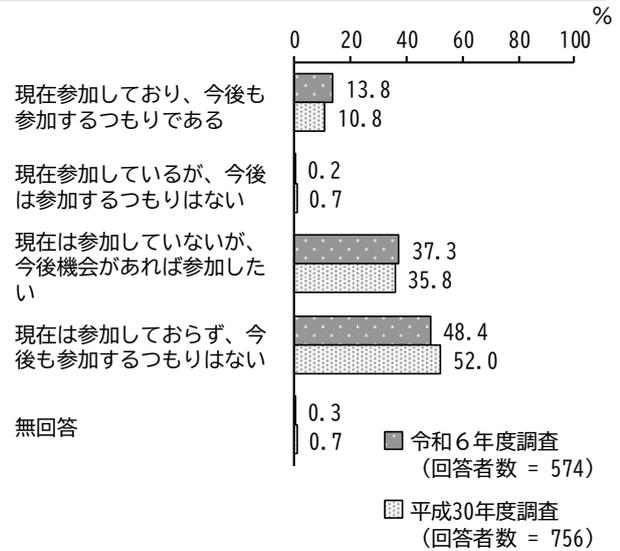
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる  
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる  
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる  
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる  
いずれもない  
無回答



### ③ 子育てサークルなどへの参加状況

「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の割合が48.4%と最も高く、次いで「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」の割合が37.3%、「現在は参加しており、今後も参加するつもりである」の割合が13.8%となっています。

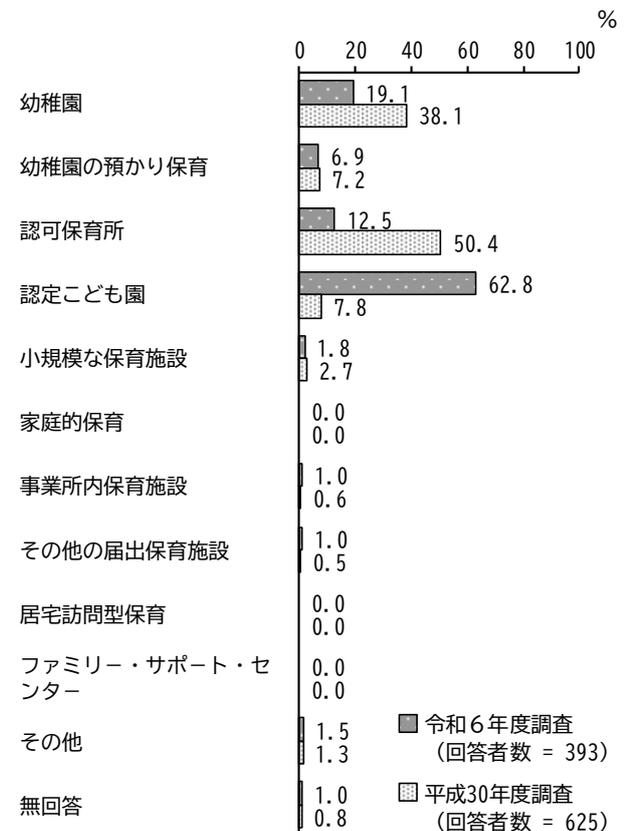
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



### ④ 平日、「定期的に」利用している教育・保育事業

「認定こども園」の割合が62.8%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が19.1%、「認可保育所」の割合が12.5%となっています。

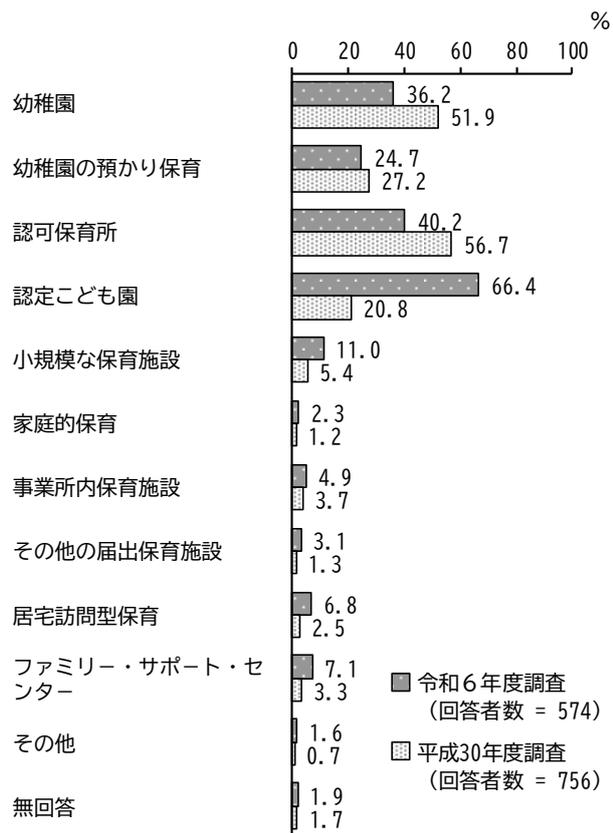
平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」「認可保育所」の割合が減少しています。



### ⑤ 平日、「定期的に」利用したいと思う教育・保育事業

「認定こども園」の割合が66.4%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が40.2%、「幼稚園」の割合が36.2%となっています。

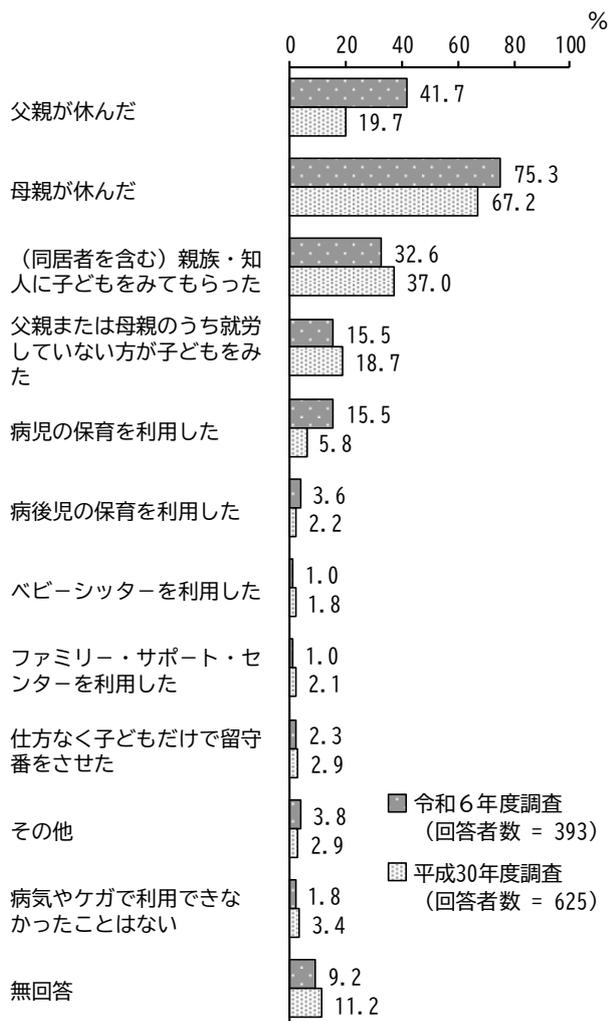
平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」「小規模な保育施設」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」「認可保育所」の割合が減少しています。



## ⑥ 子どもが病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法

「母親が休んだ」の割合が75.3%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が41.7%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が32.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「父親が休んだ」「母親が休んだ」「病児の保育を利用した」の割合が増加しています。

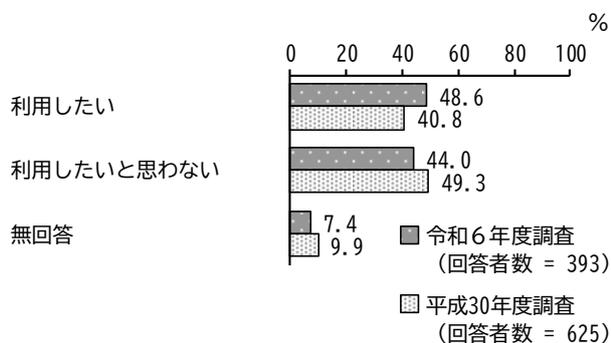


## ⑦ 病児保育や病後児保育の利用希望

### 【病児保育】

「利用したい」の割合が48.6%、「利用したいと思わない」の割合が44.0%となっています。

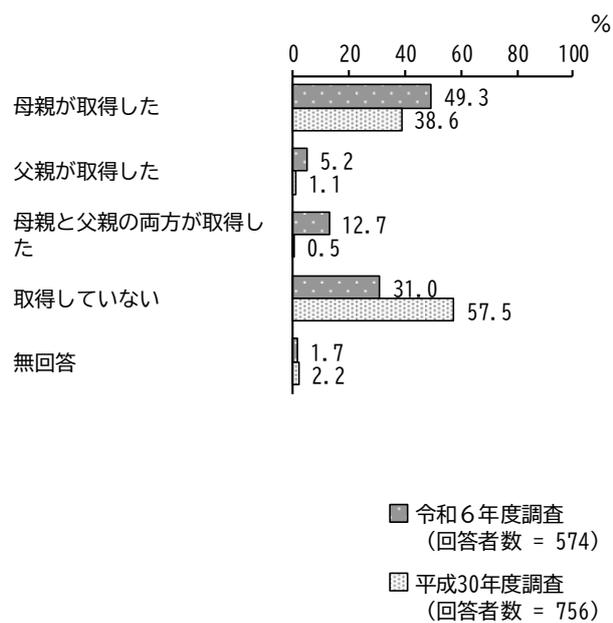
平成30年度調査と比較すると、「利用したい」の割合が増加しています。一方、「利用したいと思わない」の割合が減少しています。



## ⑧ 育児休業の取得状況

「母親が取得した」の割合が49.3%と最も高く、次いで「取得していない」の割合が31.0%、「母親と父親の両方が取得した」の割合が12.7%となっています。

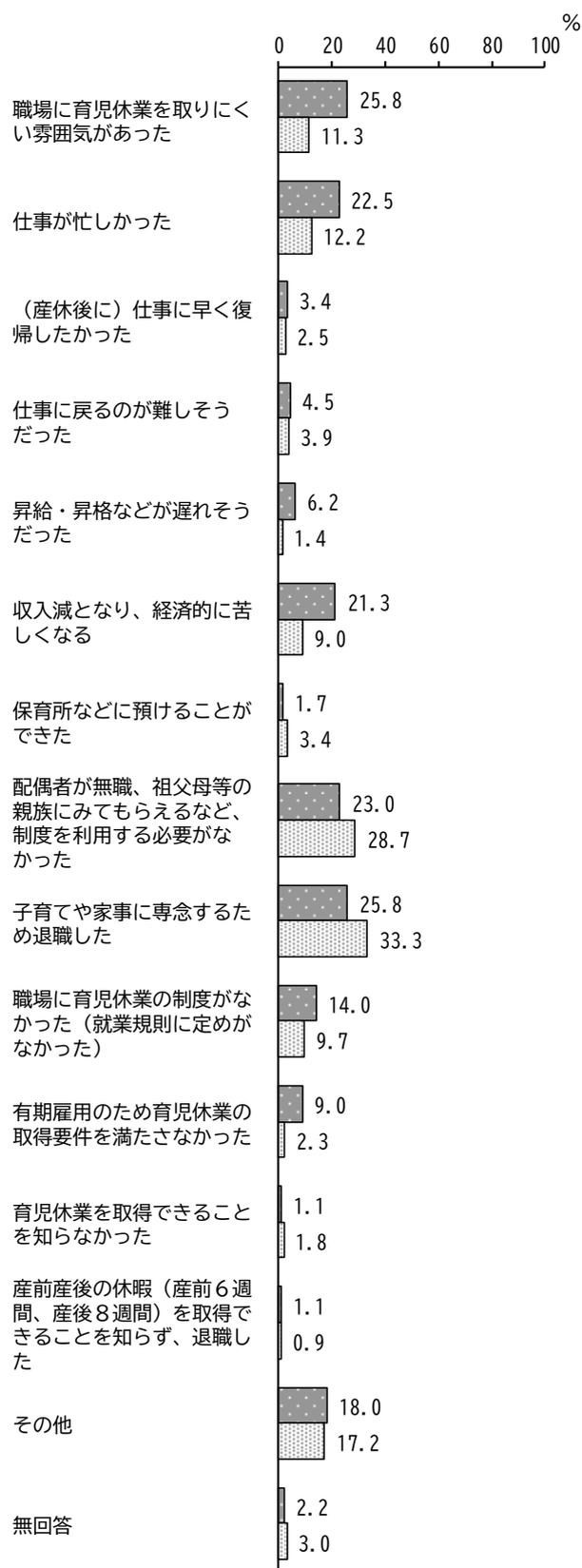
平成30年度調査と比較すると、「母親が取得した」「母親と父親の両方が取得した」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



## ⑨ 育児休業を取得していない理由

「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が25.8%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が23.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が増加しています。一方、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が減少しています。



■ 令和6年度調査  
(回答者数 = 178)

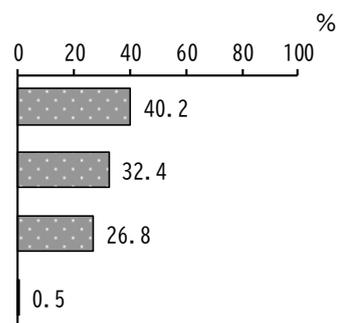
▨ 平成30年度調査  
(回答者数 = 435)

## ⑩ 「子どもの権利」の認知度

「名前も内容も知っている」の割合が40.2%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が32.4%、「知らなかった」の割合が26.8%となっています。

回答者数 = 574

名前も内容も知っている
名前は知っているが内容は知らなかった
知らなかった
無回答

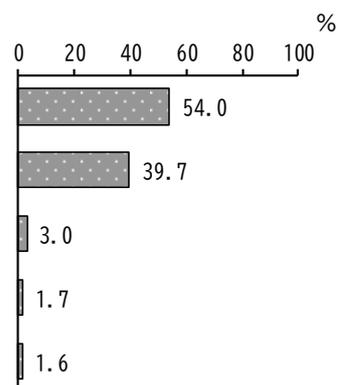


## ⑪ 子どもの意見を取り入れているか

「常にしている」の割合が54.0%と最も高く、次いで「ときどきしている」の割合が39.7%となっています。

回答者数 = 574

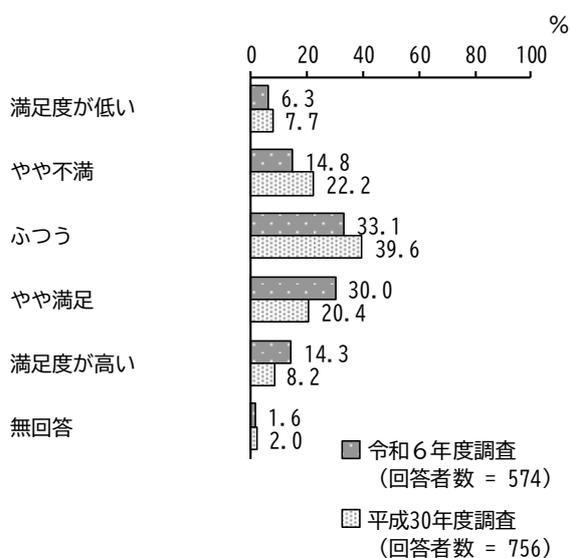
常にしている
ときどきしている
あまりしていない
まったくしたことがない
無回答



## ⑫ 子育ての環境や支援への満足度

「ふつう」の割合が33.1%と最も高く、次いで「やや満足」の割合が30.0%、「やや不満」の割合が14.8%となっています。

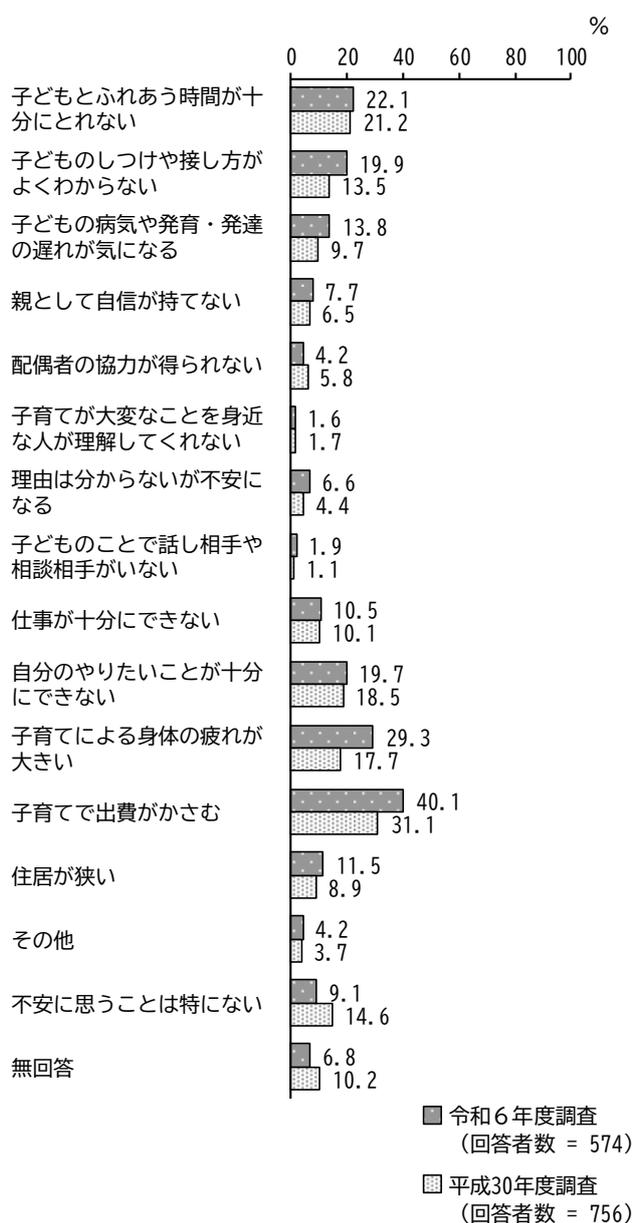
平成30年度調査と比較すると、「やや満足」「満足度が高い」の割合が増加しています。一方、「やや不満」「ふつう」の割合が減少しています。



## ⑬ 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

「子育てで出費がかさむ」の割合が40.1%と最も高く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きい」の割合が29.3%、「子どもとふれあう時間が十分にとれない」の割合が22.1%となっています。

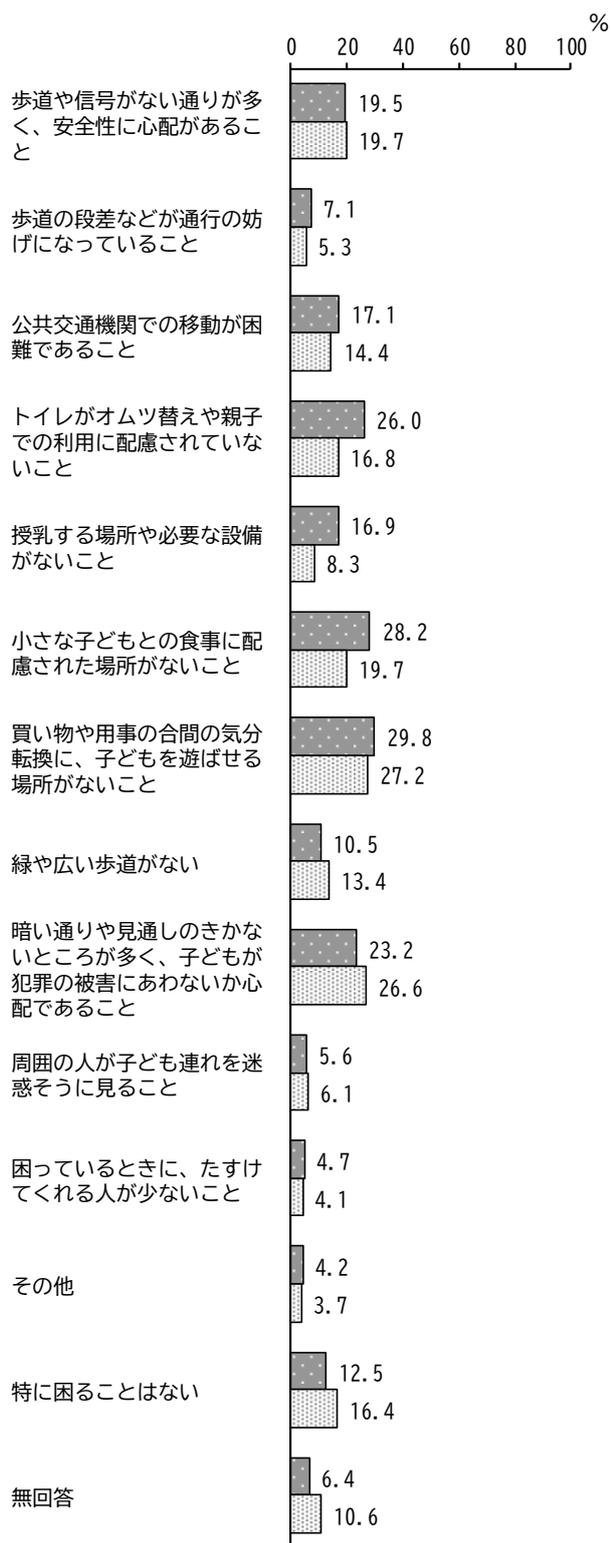
平成30年度調査と比較すると、「子どものしつけや接し方がよくわからない」「子育てによる身体の疲れが大きい」「子育てで出費がかさむ」の割合が増加しています。一方、「不安に思うことは特にない」の割合が減少しています。



⑭ 子どもと外出する際に困ったこと、困ること

「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」の割合が29.8%と最も高く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」の割合が28.2%、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」の割合が26.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」「授乳する場所や必要な設備がないこと」「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」の割合が増加しています。



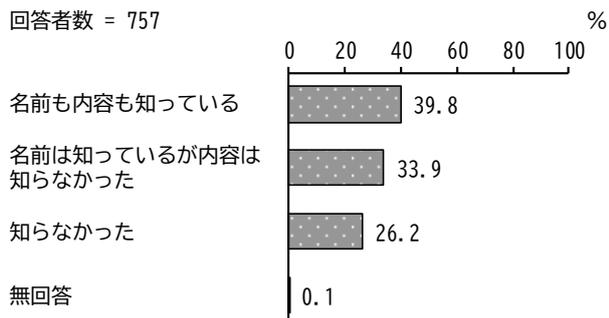
■ 令和6年度調査 (回答者数 = 574)  
 □ 平成30年度調査 (回答者数 = 756)

## (2) 小学生保護者アンケート

### ① 「子どもの権利」の認知度

「名前も内容も知っている」の割合が39.8%と最も高く、次いで「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が33.9%、「知らなかった」の割合が26.2%となっています。

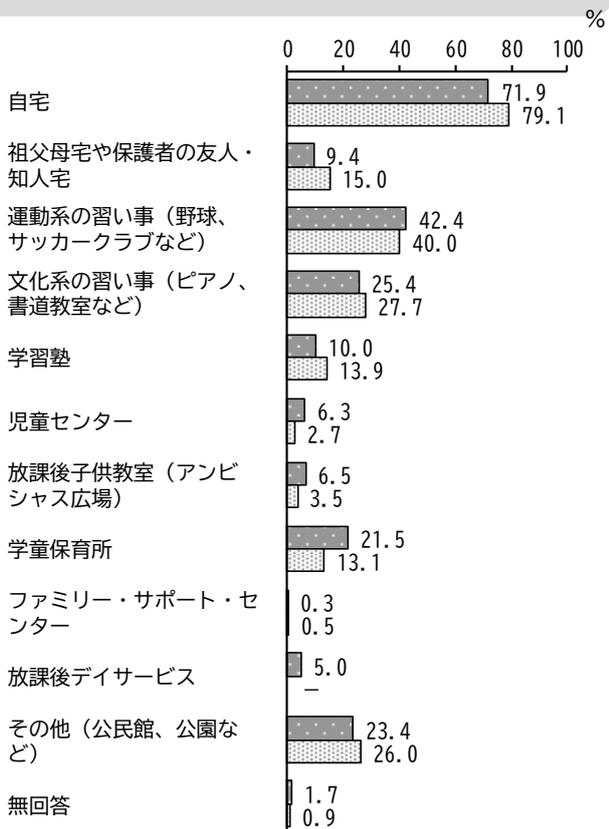
回答者数 = 757



### ② 放課後に過ごす場所

「自宅」の割合が71.9%と最も高く、次いで「運動系の習い事（野球、サッカークラブなど）」の割合が42.4%、「文化系の習い事（ピアノ、書道教室など）」の割合が25.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「学童保育所」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や保護者の友人・知人宅」の割合が減少しています。

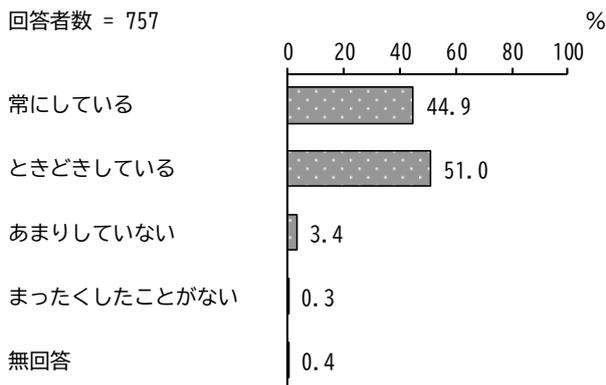


■ 令和6年度調査  
(回答者数 = 757)

▨ 平成30年度調査  
(回答者数 = 635)

### ③ 子どもの意見を取り入れているか

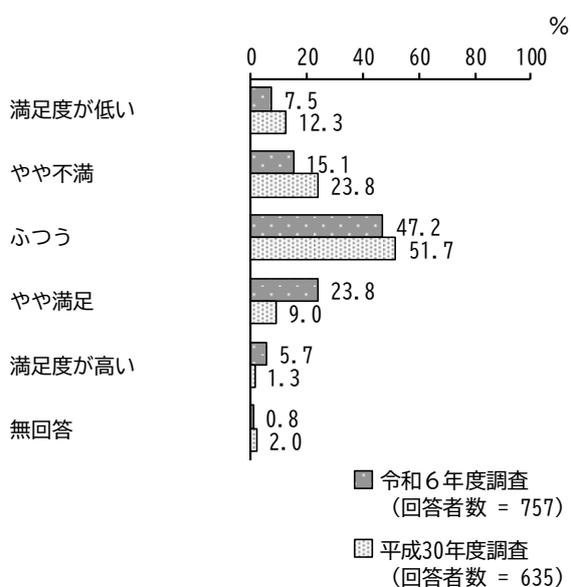
「ときどきしている」の割合が51.0%と最も高く、次いで「常にしている」の割合が44.9%となっています。



### ④ 子育ての環境や支援への満足度

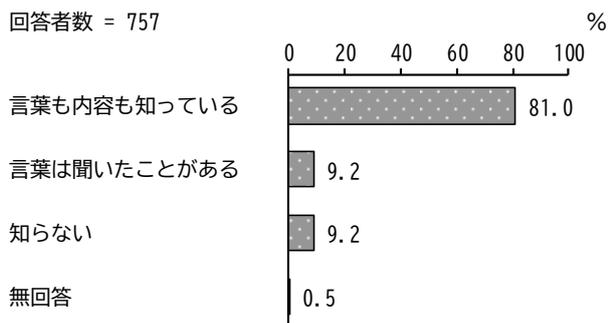
「ふつう」の割合が47.2%と最も高く、次いで「やや満足」の割合が23.8%、「やや不満」の割合が15.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「やや満足」の割合が増加しています。一方、「やや不満」の割合が減少しています。



### ⑤ ヤングケアラーの認知度

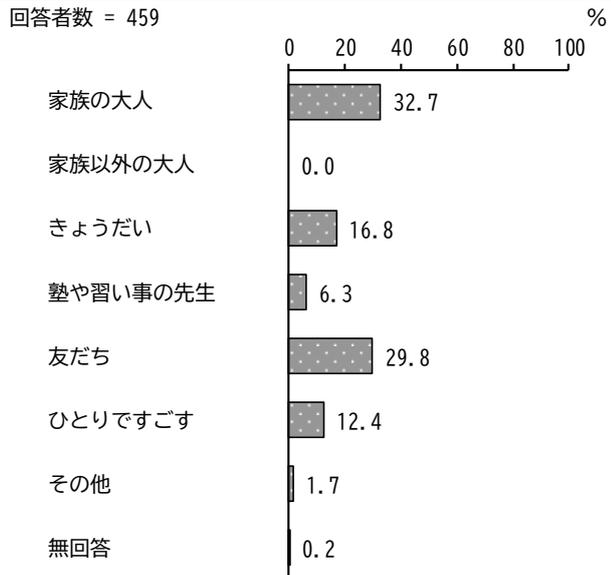
「言葉も内容も知っている」の割合が81.0%と最も高くなっています。



### (3) 小学6年生アンケート

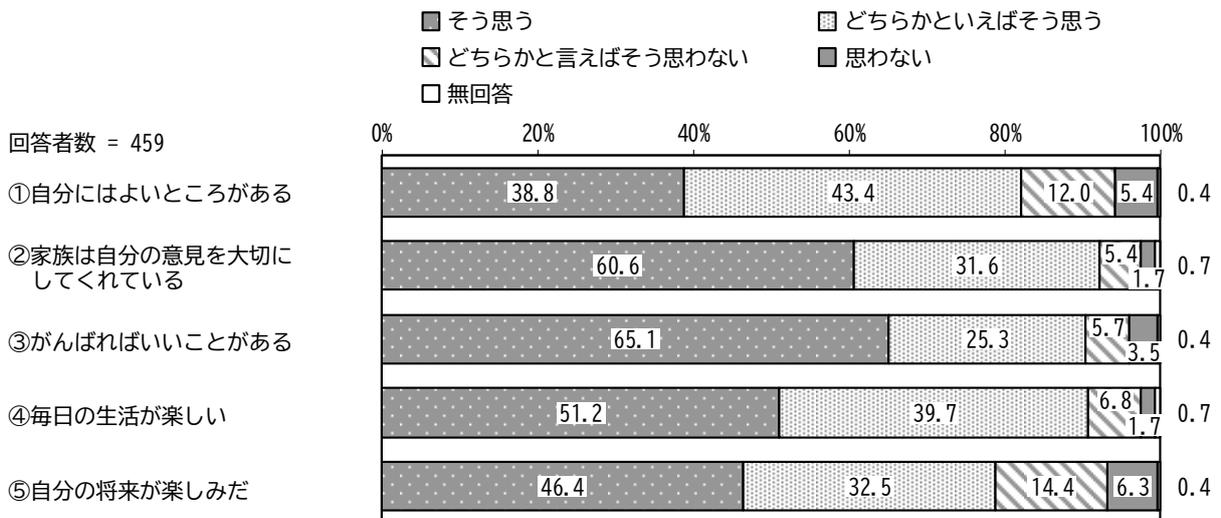
#### ① 放課後の過ごし方について (だれと過ごすことが一番多いか)

「家族の大人」の割合が32.7%と最も高く、次いで「友だち」の割合が29.8%、「きょうだい」の割合が16.8%となっています。



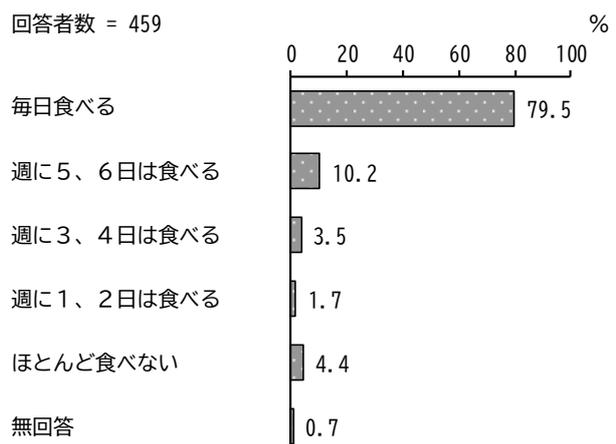
#### ② 自分の考えについて

『②家族は自分の意見を大切にしてくれている』『③がんばればいいことがある』で「そう思う」の割合が高くなっています。



#### ③ 朝食の摂取状況

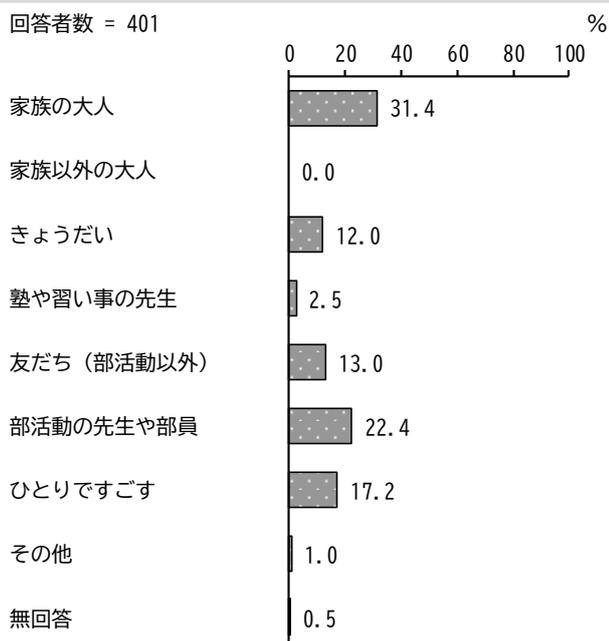
「毎日食べる」の割合が79.5%と最も高く、次いで「週に5、6日は食べる」の割合が10.2%となっています。



## (4) 中学3年生アンケート

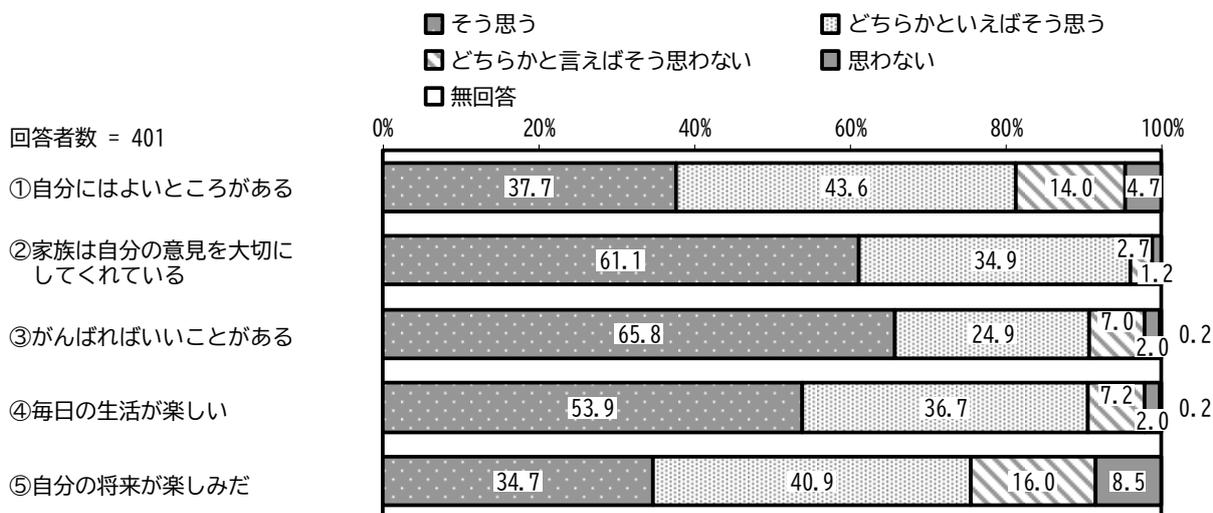
### ① 放課後の過ごし方について

「家族の大人」の割合が31.4%と最も高く、次いで「部活動の先生や部員」の割合が22.4%、「ひとりですごす」の割合が17.2%となっています。



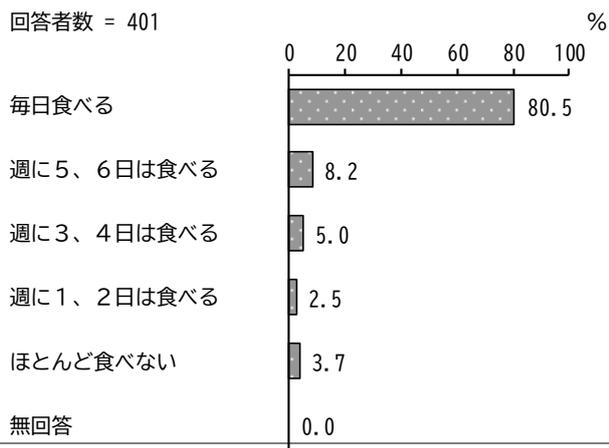
### ② 自分の考えについて

『②家族は自分の意見を大切にしてくれている』『③がんばればいいことがある』で「そう思う」の割合が高くなっています。



### ③ 朝食の摂取状況

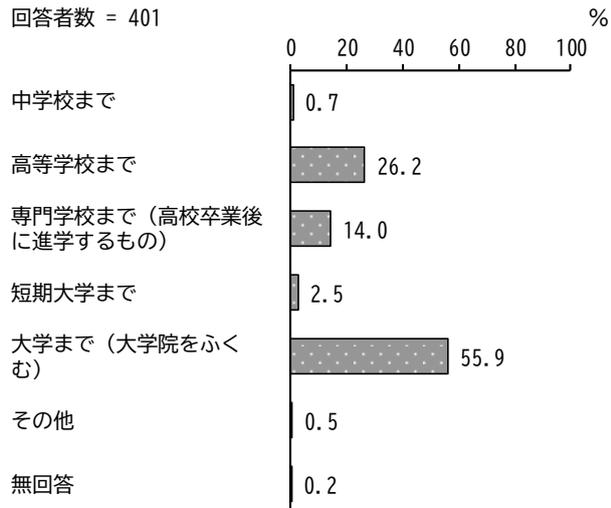
「毎日食べる」の割合が80.5%と最も高くなっています。



#### ④ 将来の進学について

「大学まで（大学院を含む）」の割合が55.9%と最も高く、次いで「高等学校まで」の割合が26.2%、「専門学校まで（高校卒業後に進学するもの）」の割合が14.0%となっています。

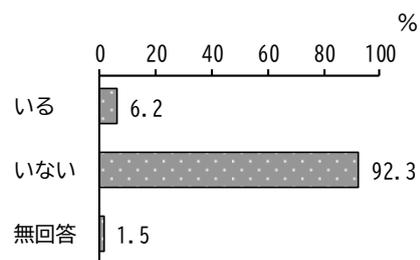
回答者数 = 401



#### ⑤ 家族の中にお世話（ケア）をしている人の有無

「いる」の割合が6.2%、「いない」の割合が92.3%となっています。

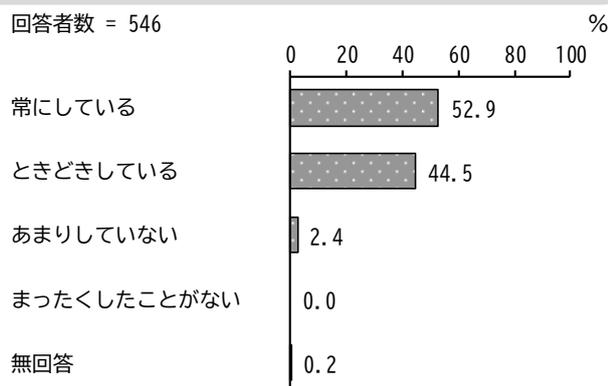
回答者数 = 401



## (5) 小・中学生の保護者アンケート

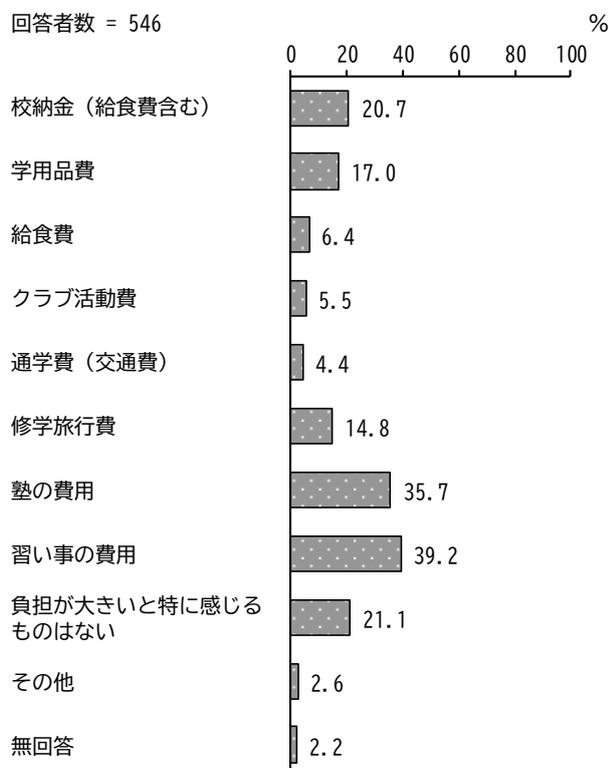
### ① 子どもの意見を取り入れているか

「常にしている」の割合が52.9%と最も高く、次いで「ときどきしている」の割合が44.5%となっています。



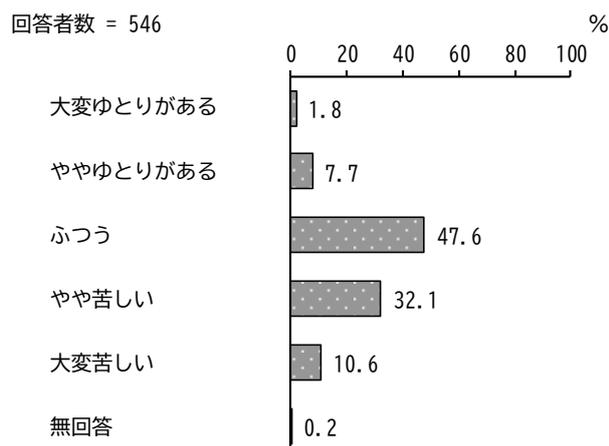
### ② 過去1年間で、子どもの教育費で負担が大きいと感じたもの

「習い事の費用」の割合が39.2%と最も高く、次いで「塾の費用」の割合が35.7%、「負担が大きいと特に感じるものはない」の割合が21.1%となっています。



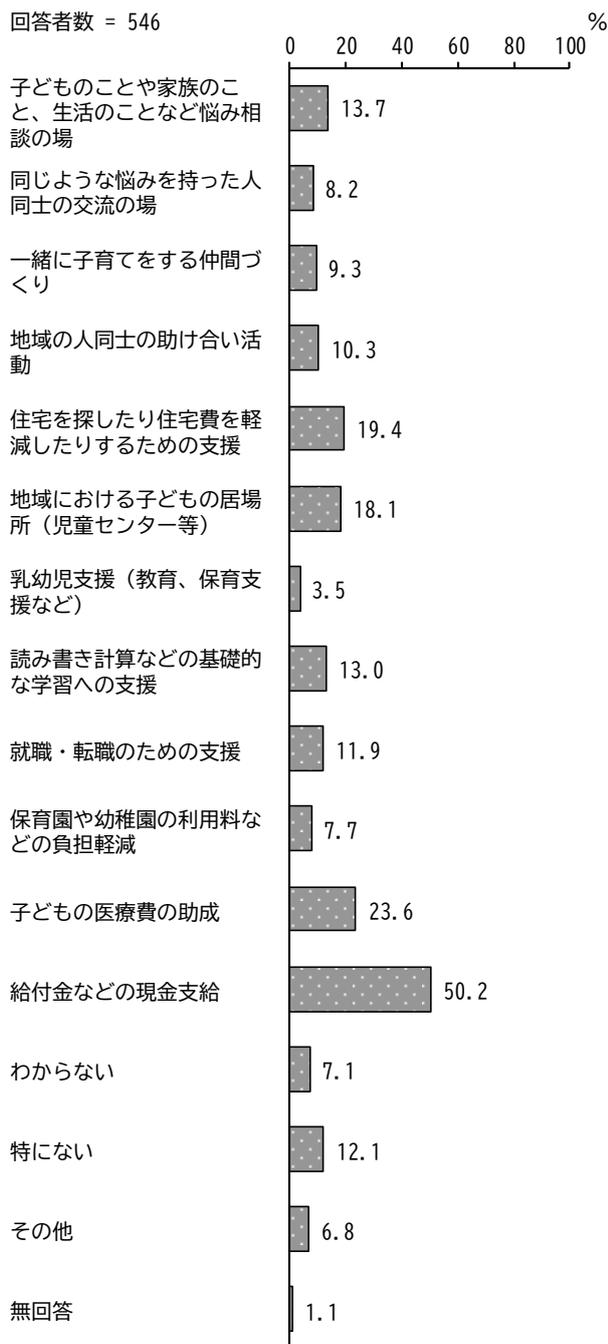
### ③ 経済的にみて、現在の生活状況をどのように感じているか

「ふつう」の割合が47.6%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が32.1%、「大変苦しい」の割合が10.6%となっています。



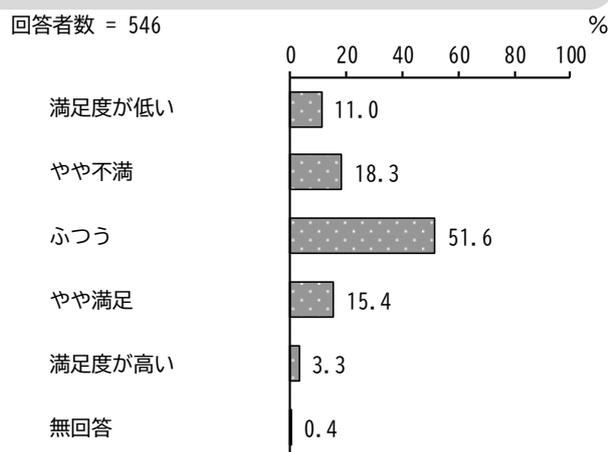
#### ④ 現在必要としていること、重要だと思う支援等

「給付金などの現金支給」の割合が50.2%と最も高く、次いで「子どもの医療費の助成」の割合が23.6%、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援」の割合が19.4%となっています。



#### ⑤ 子育ての環境や支援への満足度について

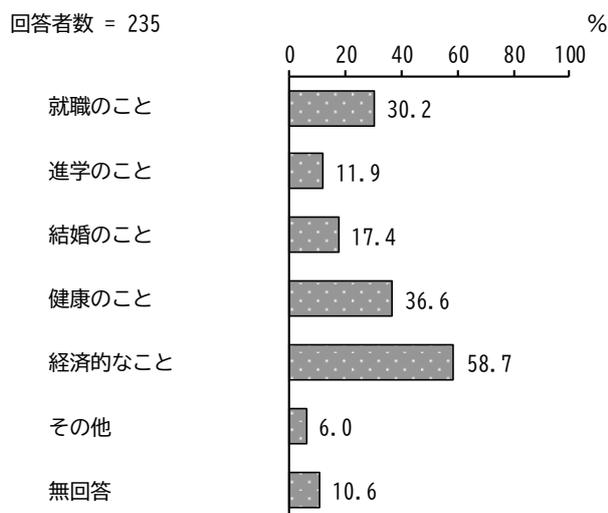
「ふつう」の割合が51.6%と最も高く、次いで「やや不満」の割合が18.3%、「やや満足」の割合が15.4%となっています。



## (6) 若者アンケート

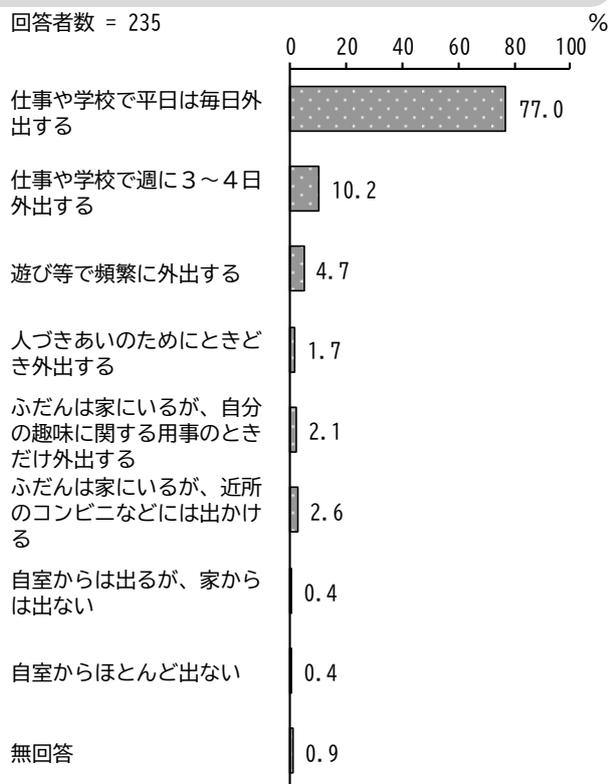
### ① 将来に関することで不安に思っていること

「経済的なこと」の割合が58.7%と最も高く、次いで「健康のこと」の割合が36.6%、「就職のこと」の割合が30.2%となっています。



### ② 外出の頻度について

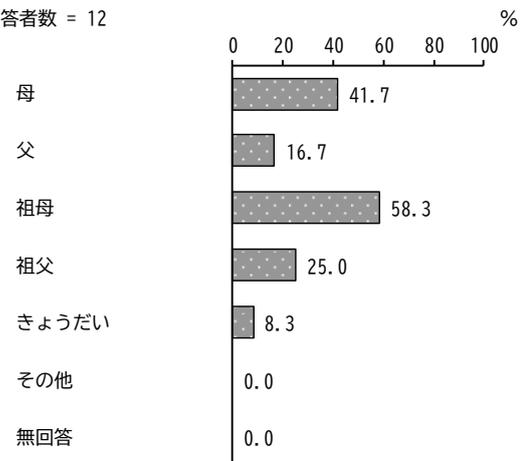
「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が77.0%と最も高く、次いで「仕事や学校で週に3～4日外出する」の割合が10.2%となっています。



### ③ 学生時代、家族の中にあなたがお世話（ケア）をしていた人の有無

「祖母」の割合が 58.3%と最も高く、次いで「母」の割合が 41.7%、「祖父」の割合が 25.0%となっています。

回答者数 = 12



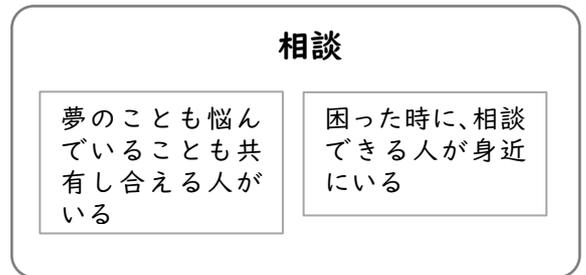
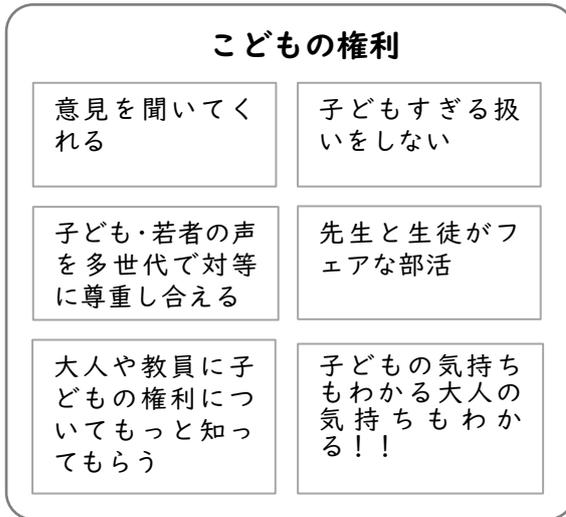
### 3 ワークショップ

#### (1) 子ども・若者ワークショップ

##### ① 自分たちがいきいき、わくわくする瞬間

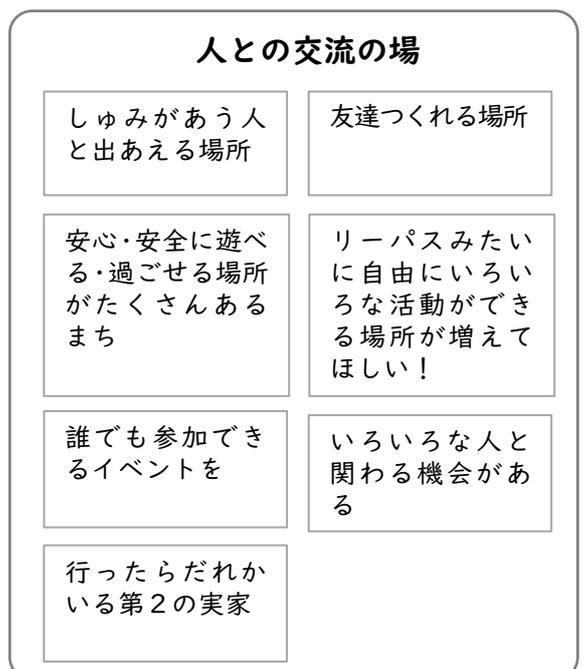
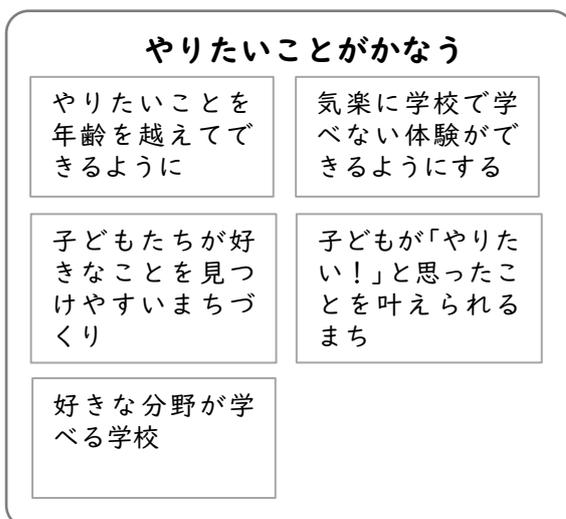


② 子どもたちにとって夢があるまち



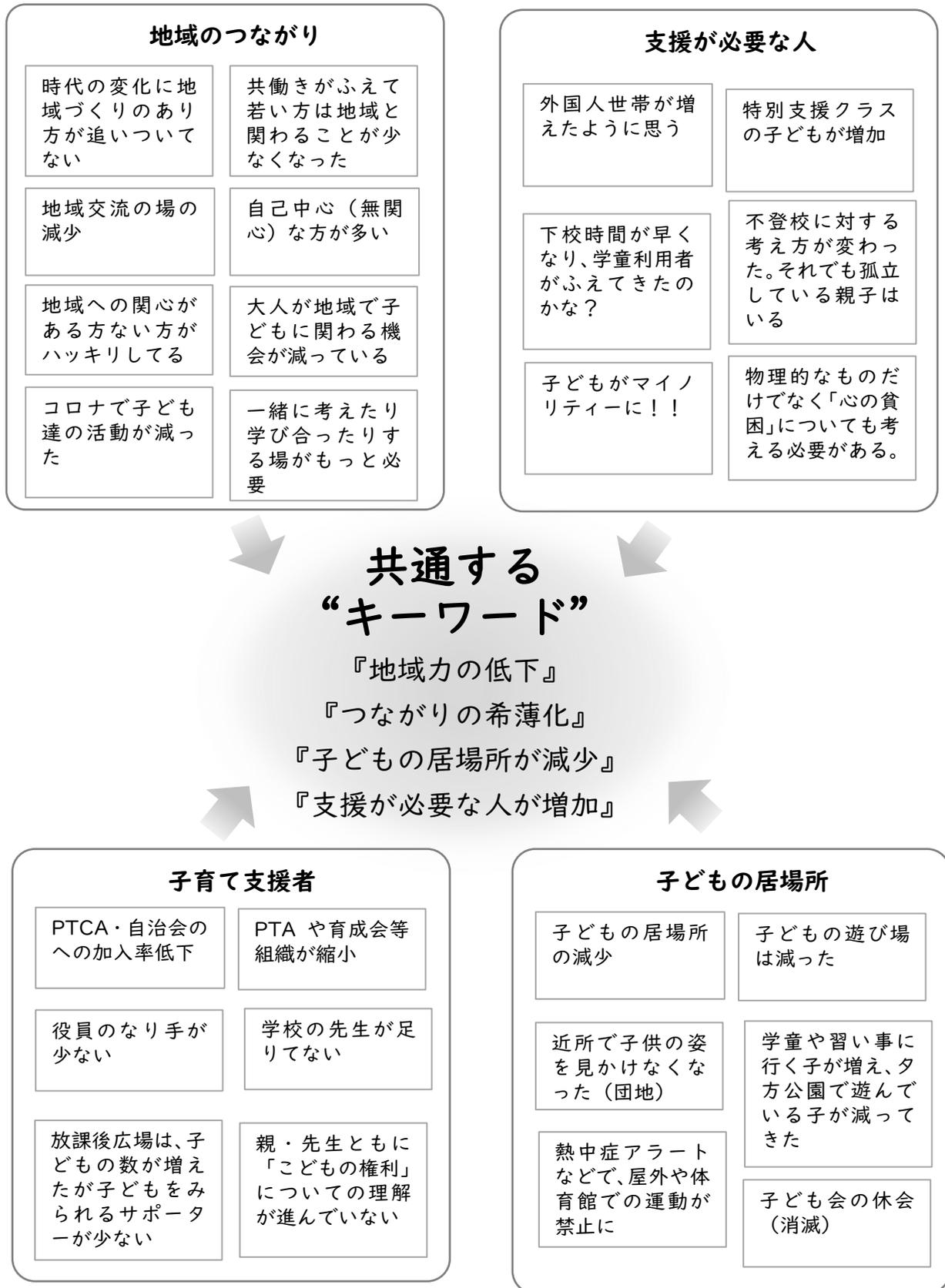
**共通する  
“キーワード”**

- 『子どもの権利が守られるまち』
- 『安心・安全に過ごせる場所があるまち』
- 『みんなが交流できるまち』



## (2) 地域支援者グループヒアリング

### ① 計画(第2期子ども・子育て支援事業計画)策定以降の変化を考えよう



② 子育て支援者のみなさんからみえる子育て世帯がかかえる現状と課題



## 4 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題

第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画の実績・評価をはじめ、ニーズ調査の結果も踏まえ、古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題を基本目標ごとに整理しました。

### (1) 第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画を踏まえた課題

#### 基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援

##### (1) 子どもの健やかな心の支援

本市では、子どもが心身ともに健やかに暮らすことができるよう、親子の居場所の提供及び相談体制を継続して実施しました。子どもが自分自身のことを大切にすることができるよう、子どもの心に寄り添った支援を継続します。さらに、テクノロジーの進歩とそれに伴う社会環境の変化に対応したメディア啓発事業等、情報モラル教育や情報リテラシー教育を実施しました。

アンケート調査では、自分によいところがあると思う割合は小中学生は8割以上いる一方、そう思わない小中学生もあり、自分の良いところを見つけられるような機会や支援が必要です。

今後は、子どもの健全な育成を進めるためには、自己肯定感の醸成とともに、規範意識や思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育の取組が重要です。

##### (2) 子どもの健やかな身体の支援

本市では、健康づくりの重要性や楽しさを伝え、健康管理に対する意識の向上を図り、子どもが基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援しました。また、個に応じた発達の支援を継続して実施しました。

アンケート調査では、朝食を毎日食べていない小中学生が約2割となっています。また、家庭での食事は家族とのコミュニケーションやマナーを学ぶ場でもあるため、引き続き規則正しい食習慣の実践や共食の推進など家庭、学校、地域等が連携した食育の取組が必要です。

また、発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、関係者の連携の下で個に応じた発達の支援を実施していく必要があります。

##### (3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

本市では、次世代を担う子どもたちが、グローバル化や多様な社会の中で、豊かな人間性を育み、自ら学び、自ら考え、主体的に行動し、社会の一員として自立できるように支援しました。

アンケート調査では、自分の将来が楽しみな子どもが小学6年生では約8割、中学3年生では7割半ばとなっており、自身の望む生活の実現に向けて、社会で活躍

している人と関わる機会や、職場体験などの働く経験、社会にどのような仕事があるのかを把握できる学びの機会等を引き続き充実させることが必要です。

## 基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり

### (1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

本市では、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「子育て世代包括支援センター（KuRuKuRu）」を中心に、切れ目のない支援体制の充実を図りました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、子育ての環境や支援への満足度について、「ふつう」の割合が33.1%と最も高く、次いで「やや満足」の割合が30.0%、「やや不満」の割合が14.8%となっています。平成30年度調査と比較すると、「やや満足」「満足度が高い」の割合が増加しており、子育て支援の取り組みの効果がうかがえます。

また、子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについて、「子育てによる身体の疲れが大きい」が約3割となっています。平成30年度調査と比較すると、「子どものしつけや接し方がよくわからない」の割合が増加しています。

今後も、子どもの心と体の健やかな成長を支えるため、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う子ども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実が必要です。

### (2) 子育て力向上のための支援

本市では、保護者の子育て力向上を推進するとともに、保護者同士がつながり、仲間づくりや情報交換ができるよう支援することで、子育て家庭の孤立感や不安感の軽減を図りました。

今後も、孤立した環境の中で不安や悩みを抱えている保護者に対して、必要な支援につながるよう相談窓口の周知などを進めることが必要です。

### (3) 子育て情報提供の充実

本市では、必要な方に必要な情報が行き届き、必要な支援が受けられるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供の充実を図りました。

アンケート調査では、子育てについて得たい情報について、就学前児童の保護者では「子どもの遊び場や施設」「子育ての手当や公的助成」「子連れで参加できるイベント」が上位に挙がっています。小学生の保護者では、「学校のこと」「子どものしつけや勉強」「子どもの遊び場や施設」の割合が上位に挙がっています。

今後も、サービス利用の必要性がある保護者がサービスを必要なときに利用できるよう、オンラインも活用した情報提供を進めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めることが必要です。

#### (4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

本市では、子育ての孤立感や負担感を抱き、一人で悩まれている保護者が一定数いることから、相談体制を充実させるとともに、地域、保育所、学校、行政などの関係機関が連携し、要保護児童等の適切な保護・支援を実施するとともに、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組みました。就学前児童の保護者のアンケート調査では、古賀市が取り組む青少年や若者の政策にどんなことを望むかについて、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」が約3割と上位に挙がっています。

今後も、子育てに困難を感じている家庭や子どものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。地域の保育所、学校等や民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化することが必要です。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」についてもアンケート結果より一定数存在していることが分かります。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。

### 基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

#### (1) 生活支援・経済的支援

本市では、『古賀市子どもの未来応援プラン』と整合を図りながら、事業を推進することで、子育てにおける経済的な負担軽減や生活支援を実施し、子育て家庭にやさしい生活環境づくりに努めました。

保護者の生活実態のアンケート調査では、経済的にみて、現在の生活状況についてどのように感じているかについて、「ふつう」が47.6%と最も高く、次いで「やや苦しい」が32.1%、「大変苦しい」が10.6%となっています。

また、生活困窮度別にみて、中央値の1/2未満の世帯で、「食費を切りつめた」「新しい衣服、靴を買うのを控えた」「趣味やレジャーの出費を減らした」「子どもの塾や習い事をやめさせた。あきらめさせた」「外食を控えた」の「よくあった」の割合が高くなっています。

現在必要としていること、重要だと思う支援等については、「給付金などの現金支給」が50.2%と最も高く、次いで「子どもの医療費の助成」が23.6%、「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援」が19.4%となっています。

今後も、次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な支援として、経済的な支援の充実等、子育て家庭が安心して子育てできる支援が必要です。

また、等価世帯収入の水準が低い世帯やひとり親世帯等に対しては生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援、経済的支援等の充実が求められています。

## (2) ライフ・ワーク・バランスの支援

本市では、生活と仕事のバランス支援に向けた環境づくりのため、広報・啓発活動に努めました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、育児休業の取得状況について、「母親が取得した」が49.3%と最も高く、次いで「取得していない」が31.0%、「母親と父親の両方が取得した」が12.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「母親が取得した」「母親と父親の両方が取得した」の割合が増加しています。

また、取得していない理由について、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「子育てや家事に専念するため退職した」が25.8%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が23.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が増加しています。

今後も、ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。また、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による経済的な負担やキャリアへの影響を軽減する支援策の検討が必要です。

また、男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進していくことが必要です。

## (3) 安心して外出できる環境の整備

本市では、子ども連れでも安心して出かけられる場所、子どもの遊び場の整備など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めました。

アンケート調査では、どのような取り組みがあれば子育てをしやすいと思うかについて、就学前児童の保護者では「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が47.9%と最も高く、「子どもがのびのびと遊べる場」が33.6%となっています。小学生児童の保護者では、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が50.1%と高くなっています。

また、子どもと外出する際に困ったこと、困ることについて、就学前児童の保護者では「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が29.8%と最も高く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」が28.2%、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が26.0%となっています。

今後も、乳幼児とその保護者が安心して外出できるよう、公園や道路などの維持管理・整備が必要です。

また、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害から安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることが必要です。

## 基本目標 4 教育・保育提供体制の充実

### (1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

本市では、保護者の就労希望の増加に伴う幼児教育ニーズ及び保育ニーズの高まりに対し、安心して子育てができるように適切な提供体制の確保に努めました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、定期的な教育・保育事業の利用状況について「利用している」が68.5%となっており、認定こども園」が62.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が19.1%、「認可保育所」が12.5%となっています。平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。

また、定期的な教育・保育事業の利用意向について、「認定こども園」が66.4%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が40.2%、「幼稚園」合が36.2%となっています。平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」「小規模な保育施設」の割合が増加しています。

また、母親の就労状況をみると、フルタイムの就労割合が増加しており、今後も保育ニーズの増加が見込まれます。

今後、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。

また、保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減などの保育体制の強化が必要です。

### (2) 保育サービスの充実

本市では、家庭状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、保育サービスの充実を図りました。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、土曜日や日曜日・祝日や子どもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、保育所の一時預かりや幼稚園の預かり保育などの不定期に利用している事業については、利用を希望する人がいることから、一時預かりの手続きの周知やWebなどの活用により事業を利用しやすくする工夫が必要です。

また、保護者が必要としている事業が利用できるようサービス内容の周知を図る工夫が必要です。

小学生保護者のアンケート調査では、放課後に過ごす場所について、「学童保育所」が21.5%となっています。

今後も、放課後の子どもの遊びと生活の場である学童保育の受け皿整備を着実に進め、学童保育の安定的な運営を確保していくことが必要です。

また、自宅で過ごす子どももいるため、学童保育以外の地域の子どもたちの多様なニーズに対応していくことも必要です。

### (3) 教育・保育の向上

本市では、子どもと保護者が安心して生活を送れるよう、教育・保育の「量」「質」を確保するために施設や組織体制等の充実に努め、児童生徒が安心して学べる学習環境や生活環境の充実を図りました。

アンケート調査では、学校の授業について、小6で「だいたいわかる」の割合が59.3%と最も高く、次いで「とてもよくわかる」の割合が30.7%となっています。中3で、「だいたい分かる」の割合が62.6%と最も高く、次いで「とてもよく分かる」の割合が18.5%、「あまり分からない」の割合が16.2%となっています。

今後も、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、一人ひとりの児童生徒にきめ細かく対応するためのさまざまな施策の充実を図り家庭や地域と連携しながら、心豊かで健やかな子どもの育成をめざして、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を推進する必要があります。あわせて、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が求められます。

また、いじめ、不登校についても未然防止や早期対応体制を充実させる必要があります。

## 基本目標5 教育・保育提供体制の充実

### (1) 「地域総ぐるみ」子育て支援の推進

本市では、家庭をはじめ、地域全体で子育てができるよう、地域団体等の活動を推進するとともに、その団体等がつながり、子育て支援が広がるような取組を推進しました。

今後は、地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、地域におけるつながりの形成及び子育て支援事業の充実を図っていくことが重要です。

また、すべての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

### (2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

本市では、子どもの自主性や社会性を養い、子どもが「生きる力」を身につけることができるよう、「地域の担い手」としての活動を支援してきました。

今後も、ボランティアや市民活動を通じて自主性や社会性を促し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実や強化が必要です。

## (2) こども大綱を踏まえた新しい課題

---

### (1) 子ども・若者の権利について

アンケート調査では、「子どもの権利」の認知度について、「名前も内容も知っている」が就学前保護者で40.2%、小学生保護者で39.8%と最も高くなっています。

また、子育てをしていて、子どもからの意見や要望を聞き、それらを取り入れるように意識をしたことはありますかについて、「常にしている」が54.0%と最も高く、次いで「ときどきしている」が39.7%になっています。

さらに、子どもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「子どもが暴力や言葉で傷つけられないこと」「自分の考えを自由に言えること」「家族が仲良く一緒に過ごす時間をもつこと」の意見が多くなっています。

今後、子ども・若者の権利の理解の醸成に向けて、啓発をしていくことが必要です。

さらに、子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが求められており、子ども・若者が自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していくことが必要です。

### (2) 若者への支援について

#### ①就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

若者のアンケート調査では、将来に関することで不安に思っていることについて、「就職のこと」が30.2%などとなっています。

離職する若者の早期の再就職のための、キャリア自立に向けた支援を行うとともに、ハローワーク等による若者への就職支援に取り組むことが必要です。

#### ②結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

若者のアンケート調査では、いつかは結婚して家庭を持ちたいと思う人は62.1%、持ちたいと思わない人は19.1%となっています。

また、現在結婚について抱いている不安について、「経済的な面」が54.1%と最も高く、次いで「適当な相手にめぐりあえるか」が43.8%、「自分の自由な時間をもてるか」が22.6%となっており、経済的な余裕や精神的な余裕が挙げられており、経済や生活の安定が結婚の意向に影響があることが想定されます。

そのため、結婚の希望がかないやすくなる支援や環境、そして効果的な少子化対策として、経済的な支援や安定した雇用などの就労支援に加え、出会いの機会や場の創出支援に関する各種情報提供を充実させることが必要です。

### ③悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

若者のアンケート調査では、将来に関することで不安に思っていることについて、「経済的なこと」が58.7%と最も高く、次いで「健康のこと」が36.6%、「就職のこと」が30.2%などとなっています。

また、ひきこもりの状態にある若者も一定数存在しています。

進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図るとともに、ひきこもり状態にある若者については、就労に向けたサポートなどが必要となります。

## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市では、「第5次古賀市総合計画」において、将来像として「ひと育つ こが育つ ～人がまちを支え、まちが産業を支え、産業が人を支え、みんなが育つ、未来に向かって育ち続けるまち～」を掲げています。その実現に向け、一人ひとりが個性を認め合い、子どもたちの成長と学びをまち全体で支え、誰もが心豊かに自分らしく生きられるまちをめざしています。

また、令和5年4月に施行されたこども基本法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に基づき、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として平等に健やかに成長できるよう、その権利を守り、心身の状況や環境にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすこととされています。

こうした状況の中で、本計画では「第2期古賀市子ども・子育て支援基本計画」の基本理念「子どもが生き生き生きるまち～生きる力を育む子育ての『わ』～」及び「古賀市子どもの未来応援プラン」の基本方針を継承し、こども基本法の基本理念を実現していくために、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）を実現及び維持していくことを地域社会全体として第一に考えることが重要と考えられます。

そのため、本計画においては「すべての子どもが幸せであり続けるチルドレンファーストのまち」を基本理念に掲げるとともに、地域社会全体で計画の推進を図ります。

### 【 基 本 理 念 】

すべての子どもが幸せであり続ける  
チルドレンファーストのまち

## 2 基本目標

### (1) 子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

---

子どものウェルビーイングの向上に向けて、ライフステージに応じた支援を行います。妊娠期から幼児期においては、産前から子育て期にかけての切れ目のない伴走型相談支援を実施することにより、母子の心身の健康を支援するとともに、親子の成長と交流の場や、質の高い幼児教育・保育サービスの提供に努めます。

学童期・思春期では、自らの「生き抜く力」を身につけるために教育環境の充実を図るほか、豊かな心と健やかな体を育むための取り組みや、安心して学ぶことのできる環境づくりを推進します。

青年期においては、若者が抱える進路や人間関係などの悩みや不安に対して、寄り添いながら自立に向けた総合的な支援を行います。

### (2) チルドレンファーストの子育て・子育てを支援します

---

子どもの権利を尊重し、その理解を深めるため、教育や養育の場における啓発や、地域社会全体にも啓発を行うことで、子どもの権利に関する意識改革を進めます。

すべての子ども・若者が自由に活動や学習、遊びができる多くの居場所を持てるよう多様な居場所づくりを推進します。

子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないように、経済的支援などの子どもの貧困対策を推進します。

子どもの障がいを早期に発見する機会を設け、早期に必要な支援につなげるとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に教育を受けられるインクルーシブ教育を推進するなど、障がいのある子ども・若者の支援の充実を図ります。

地域や保健所、学校、行政などの関係機関が連携し、児童虐待の早期発見及び早期対応に取り組めます。

防犯や交通安全対策などを進めることにより、子どもが安心して外出できる環境を整備します。

### (3) 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

---

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童手当などの支給や子ども医療費の無償化に引き続き取り組みます。

地域団体や関係機関との連携強化に努め、地域におけるつながりの形成や子育て支援事業の充実を図ります。

男性、女性共に家庭で子育てする時間を確保していくために、事業主や労働者に対して、ライフ・ワーク・バランスの推進に関する啓発を行います。

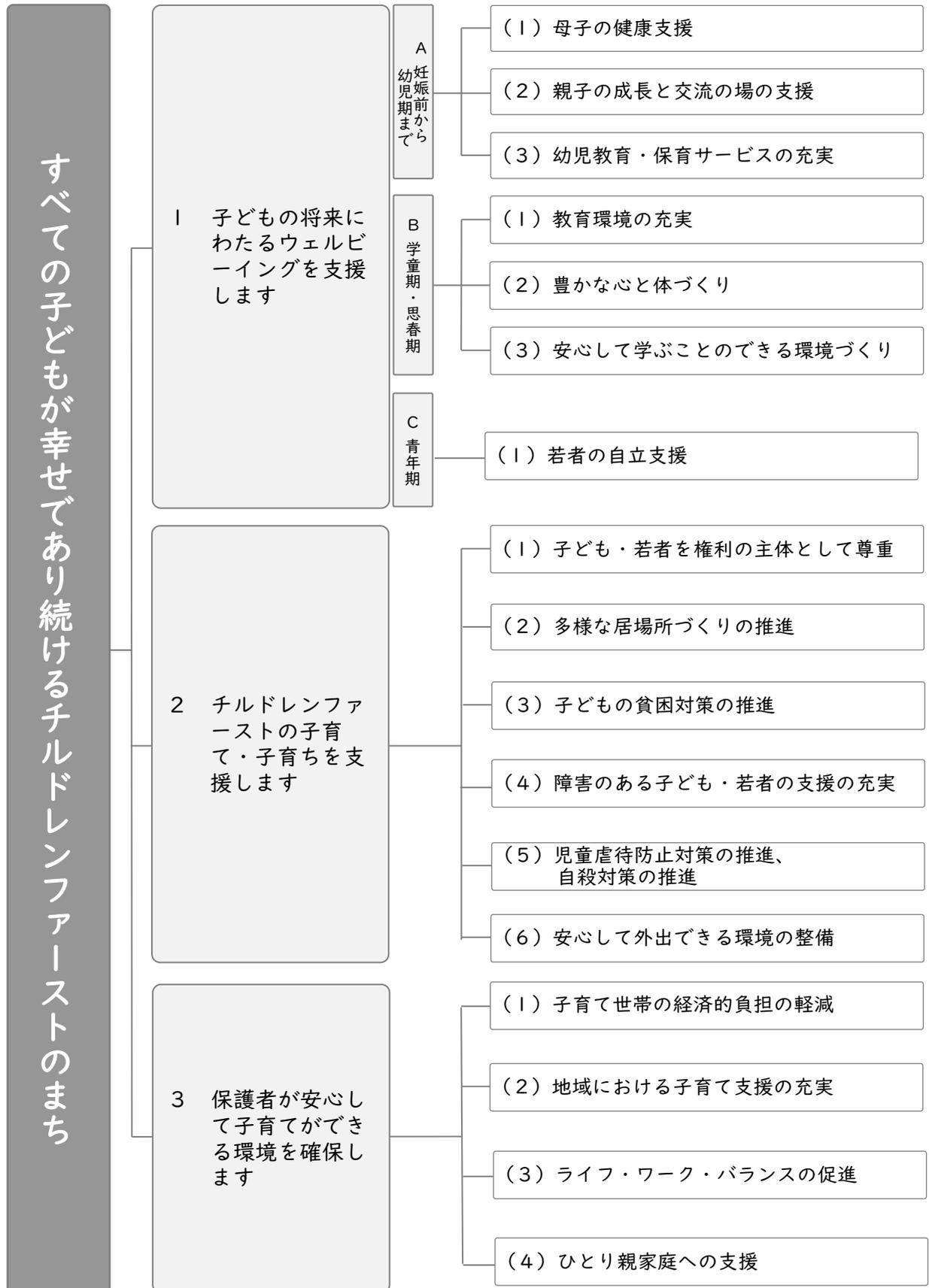
ひとり親家庭が安心して生活や子育てができるように、相談体制の充実を図り、自立を促進するためのさまざまな支援を行います。

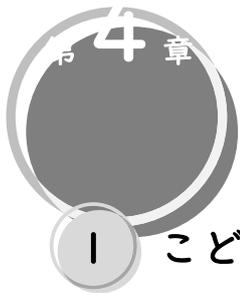
### 3 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向 ]





## 施策の具体的な取組

### 1 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

#### (A) 妊娠前から幼児期まで

##### (1) 母子の健康支援

未来を担う子どもたちとその家族の健やかな成長を支えるため、産前から子育て期にかけて、切れ目のない継続的な伴走型相談支援を実施し、充実した子育て支援サービスを提供します。特に産後は、母親の心身に不調が生じやすい時期であるため、産後のサポートを充実させ、安心して子育てができる支援体制を確保します。

また、乳幼児健康診査などを通じて、月齢や年齢に応じた乳幼児の発達状況や健康状態を把握し、母子保健と児童福祉の両面で包括的かつ適切な支援やサービスを提供します。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
妊娠期支援事業	1-A-1	妊婦教室・妊婦訪問事業 妊婦健康診査事業	子ども家庭センター
産前・産後支援事業	1-A-2	乳児家庭全戸訪問等事業 産前・産後支援子育て事業	子ども家庭センター
妊娠経済的支援事業	1-A-3	低所得妊婦を対象に初回産科受診料を助成	子ども家庭センター
出産経済的支援事業	1-A-4	経済的理由で入院助産を受けられない妊婦に対する支援	子ども家庭センター
乳幼児健康支援事業	1-A-5	乳幼児健康診査事業 離乳食指導事業	子ども家庭センター
小児感染症対策事業	1-A-6	小児予防接種事業	子ども家庭センター
子ども発達支援事業	1-A-7	就学前の乳幼児及び保護者への発達に関する相談・検査・紹介	子ども家庭センター
食育推進事業	1-A-8	食生活改善推進事業 (ライフステージに応じた食育の推進)	健康介護課

## (2) 親子の成長と交流の場の支援

子育て家庭の不安や孤立感を軽減し、乳幼児の健全な心身の発達を図るため、乳幼児とその保護者を対象に、豊かな遊びや体験ができる子育て支援拠点や、地域で親子が気軽に集える居場所を提供し、相談支援や子育て情報の積極的な発信、保護者同士の交流を促進します。また、子育て家庭が地域社会とつながる機会を増やし、地域全体で子育てを応援できる体制を構築していきます。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
子育て応援事業	1-A-9	子育て応援サポーター活動推進事業	子ども家庭センター
乳幼児親子交流・支援事業	1-A-10	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～ 地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～ IPPO プログラム事業	子ども家庭センター
地域乳幼児親子交流・支援事業	1-A-11	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	青少年育成課
読書活動促進事業	1-A-12	子ども映画会事業 読み聞かせ促進事業・おはなし会事業 セカンドブック事業	文化課

### (3) 幼児教育・保育サービスの充実

幼児教育・保育を必要とする子育て家庭が安心してサービスを利用できるよう、保育施設の定員数を確保するとともに、子どもや家庭を取り巻く環境の変化や就園ニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。また、保育現場の負担軽減を図るためにも保育士不足の解消に取り組み、適切な施設整備や提供体制の確保にも努めます。

さらに、障がいのある子どもや医療的ケアを必要とする子どもなど、特別な配慮が必要な子どもを含め、一人ひとりの健やかな成長を支えます。

乳幼児期は人格形成の基礎を培う大切な時期であるため、子どもの五感を使った体験を推進し、豊かな遊びを通じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
公立保育所管理運営事業	1-A-13	公立保育所管理運営事業	子ども家庭センター
幼児教育・保育支援事業	1-A-14	施設型給付 施設等利用給付	子ども家庭センター
保育サービス提供事業	1-A-15	延長保育事業 休日保育事業 病児保育事業 一時預かり事業 医療的ケア児支援事業	子ども家庭センター
保育提供体制確保事業	1-A-16	保育補助者雇上強化事業 保育士宿舎借り上げ支援事業 合同就職説明会支援事業	子ども家庭センター
私立保育施設整備支援事業	1-A-17	私立保育施設整備支援事業	子ども家庭センター
幼児教育・保育向上事業	1-A-18	子どもの育ちと学びを支える 教育・保育事業 要支援児童加配事業	子ども家庭センター

## (B) 学童期・思春期

### (1) 教育環境の充実

予測困難な時代を生きる子どもたちが、誰一人取り残されることなく、自らの未来を切り拓く「生き抜く力」を身に付け、将来の夢や目標を持てるよう、教育内容の充実を図るとともに、人的配置を通じて、個別最適かつ協働的な学びの一体的充実を実現します。

また、学校、保護者、地域住民が一体となり、児童・生徒の成長に関わる目標を共有し、それぞれの役割を果たしながら、地域とともにある学校づくりを推進します。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
外国語教育促進事業	1-B-1	外国語教育の促進	学校教育課
ICT教育推進事業	1-B-2	ICT教育の推進	学校教育課
キャリア教育推進事業	1-B-3	多様な職業人との交流	学校教育課
学校読書活動推進事業	1-B-4	学校読書活動推進事業	学校教育課
学校運営協議会事務	1-B-5	学校、保護者、地域住民による学校運営協議会の開催	学校教育課
学習支援アシスタント事業	1-B-6	地域住民参画による子どもたちの学びの支援	学校教育課
特別支援教育推進事業	1-B-7	教育支援委員会の開催 特別支援教育支援員の配置 特別支援教育相談室(ひまわり教室)の運営 通級指導教室事業・特別支援学級の整備	学校教育課
多様な人的配置推進事業	1-B-8	少人数学級対応講師の配置 日本語指導講師の配置 小学校教育支援員の配置	学校教育課
教職員指導力向上事業	1-B-9	市主催研修会の開催 教師用指導書等の整備	学校教育課
人権意識向上事業	1-B-10	じんけん平和教室 子ども向け人権啓発講座 ～ひだまりパスポート～	隣保館
商工業活性化支援事業	1-B-11	工場見学体験教室	商工政策課

## (2) 豊かな心と体づくり

子どもの豊かな心と健やかな体を育むため、多様な運動や文化・芸術活動に親しめる環境を整え、子どもが主体的に個性や社会性を伸ばし続けられるようにするとともに、将来にわたって健康で安全な生活を送るための教育を充実させます。

さらに、不登校や悩みを抱える児童生徒を支援するため、教育支援センターの環境整備やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員などの専門スタッフの配置を通じて、教育相談体制の充実を図ります。

また、中学生などが乳幼児と触れ合う機会を民間事業者と連携して確保する取り組みを進めます。

加えて、子どもの健康は保護者の健康意識や生活習慣に影響されるため、「子ども版健康チャレンジ10か条」を通じ、家族全体で健康づくりに取り組めるように周知・啓発を行います。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
児童権利擁護事業 青少年健全育成対策事業	1-B-12	子ども・若者相談室事業	子ども家庭センター
部活動活性化事業	1-B-13	大会参加補助 部活動の地域移行推進	学校教育課
教育相談事業	1-B-14	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等の配置 教育支援センター（あすなろ教室）の運営	学校教育課
青少年育成活動推進事業	1-B-15	未来の地域リーダー育成プログラム 子どもアート教室	青少年育成課
スポーツ活動支援事業	1-B-16	ジュニアスポーツ指導者研修 スポーツ大会出場奨励費補助	生涯学習推進課
文化芸術振興事業	1-B-17	文化力向上事業・アートバス事業	文化課
文化財公開・活用事業	1-B-18	自然史歴史教養向上事業 子ども自然史・歴史講座 小・中学生郷土史教育事業・教育普及事業 歴史資料館れきし体験パスポート	文化課
【再掲】 読書活動促進事業	1-B-19	【再掲】 子ども映画会事業 読み聞かせ促進事業・おはなし会事業 セカンドブック事業	文化課
リーパスカレッジ事業	1-B-20	市民講座の開催により幅広い世代の市民が 生涯学習に触れる機会を提供	生涯学習推進課
健康づくり推進事業	1-B-21	子ども版健康チャレンジ10か条子どもの 健康づくり推進事業	健康介護課
食生活改善推進事業	1-B-22	子どもクッキング事業	健康介護課

### (3) 安心して学ぶことのできる環境づくり

児童生徒が学校で安心して学べるよう、定期的な健康診断や保険加入、医療的ケアが必要な児童生徒への看護師などの派遣を通じて、基礎的な学習環境を整備します。

また、放課後に保護者の就労などで家庭に大人が不在となる児童が、安心して安全に過ごせるよう、学童保育と放課後子供教室事業を一体的に実施します。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
学校運営事業	I-B-23	学校安心メールの配信 医療的ケアが必要な児童生徒の就学支援 定期的な健康診断	学校教育課
教職員管理事務	I-B-24	教職員管理事務	教育総務課
青少年健全育成対策事業	I-B-25	巡回パトロール、立入調査	青少年育成課
青少年育成活動推進事業	I-B-26	放課後子供教室事業	青少年育成課
学童保育所管理運営事業	I-B-27	学童保育所管理運営事業	青少年育成課

## (C) 青年期

### (1) 若者の自立支援

---

ひきこもりやそれに近い状態にある若者や、その家族が抱える進路や人間関係などの悩みや不安に対して、相談体制の充実を図ります。困りごとの解決に向けて寄り添いながら、自立に向けた支援を行います。

また、就労に結びついていない人々などに対しては、相談員による面談や就労訓練、関係機関との連携など、きめ細やかな支援を通じて課題解決へ導きます。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】 児童権利擁護事業 青少年健全育成対策事業	1-C-1	【再掲】 子ども・若者相談室事業	子ども家庭センター
包括的自立支援事業	1-C-2	就労準備支援事業	福祉課
【再掲】 商工業活性化支援事業	1-C-3	企業見学バスツアー	商工政策課
職業紹介事業	1-C-4	無料職業紹介所による就職支援	商工政策課

## 2 チルドレンファーストの子育て・子育てを支援します

### (1) 子ども・若者を権利の主体として尊重

すべての子どもや若者が、自身の権利と意見を尊重されるべき主体であると認識できるよう啓発を行うとともに、教育や養育の場において権利に対する理解を深め、地域社会全体にも啓発を行うことで、意識改革を進めます。

あわせて、すべての子どもや若者が、その年齢や発達の程度に応じて、自らに直接関係する事項について意見を表明する機会を確保できるよう努めます。

また、子ども・若者相談室では、子どもや若者が抱える学校や家庭に関するさまざまな悩みに対し、相談を受け付け、寄り添いながら支援を行います。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】 児童権利擁護事業 青少年健全育成対策事業	2-1-1	【再掲】 子ども・若者相談室事業	子ども家庭センター
人権意識向上事業	2-1-2	人権教育事業 人権教育・啓発の推進事業	人権センター
人権擁護事業	2-1-3	そうだん5 (人権擁護委員と行政相談委員による 相談会)	人権センター
性の多様性理解促進事業	2-1-4	パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度	人権センター

## (2) 多様な居場所づくりの推進

すべての子ども・若者が、年齢を問わず、互いに人格と個性を尊重しながら、自由に活動や学習、遊びができる多くの居場所を持てるよう、多様な居場所づくりを推進します。

また、孤食の解消や地域交流の場づくりなど、さまざまな目的を持つ子ども食堂の運営を支援します。

さらに、養育環境などに課題を抱える家庭や、学校に居場所のない子どもに対して、必要な支援を包括的に提供できる居場所づくりを検討します。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】 乳幼児親子交流・支援事業	2-2-1	【再掲】 乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～ 地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～ IPPO プログラム事業	子ども家庭センター
【再掲】 地域乳幼児親子交流・支援事業	2-2-2	【再掲】 乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	青少年育成課
【再掲】 児童権利擁護事業	2-2-3	子ども食堂支援事業	子ども家庭センター
【再掲】 教育相談事業	2-2-4	教育支援センター（あすなろ教室）の運営	学校教育課
【再掲】 青少年育成活動推進事業	2-2-5	放課後子供教室事業 寺子屋 通学合宿	青少年育成課
児童センター管理運営事業	2-2-6	児童センター管理運営事業	青少年育成課
【再掲】 学童保育所管理運営事業	2-2-7	【再掲】 学童保育所管理運営事業	青少年育成課
スタンドアローン支援事業	2-2-8	スタンドアローン（一人で立つ）支援事業	隣保館
多文化共生推進事業	2-2-9	多文化交流促進事業 ～交流型日本語教室～	まちづくり推進課

### (3) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は、経済的な側面だけでなく、心身の健康や衣食住、進学機会、学習意欲、そして前向きに生きる気持ちにまで影響を与え、子どもの権利や利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題です。そのため、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育支援や生活の安定、保護者の就労支援、経済的支援など、貧困の連鎖を断ち切るための取り組みを進めます。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】 児童権利擁護事業	2-3-1	【再掲】 子ども食堂支援事業	子ども家庭センター
【再掲】 産前・産後支援事業	2-3-2	【再掲】 乳児家庭全戸訪問等事業 産前・産後支援子育て事業	子ども家庭センター
【再掲】 妊娠経済的支援事業	2-3-3	【再掲】 低所得妊婦を対象に初回産科受診料を助成	子ども家庭センター
【再掲】 出産経済的支援事業	2-3-4	【再掲】 経済的理由で入院助産を受けられない妊婦に対する支援	子ども家庭センター
就学援助事業	2-3-5	経済的理由で小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者への支援	学校教育課
修学・進学等支援事業	2-3-6	修学・進学を希望する経済的困難な者に対する入学支度金の貸与や入学支援金の支給	学校教育課
生活保護事業	2-3-7	生活保護事業	福祉課
生活困窮者自立支援事業	2-3-8	生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者家計改善支援事業	福祉課
住居確保困窮離職者就労支援事業	2-3-9	住居確保困窮離職者就労支援事業	福祉課
【再掲】 包括的自立支援事業	2-3-10	【再掲】 就労準備支援事業	福祉課
【再掲】 職業紹介事業	2-3-11	【再掲】 無料職業紹介所による就職支援	商工政策課

#### (4) 障がいのある子ども・若者の支援の充実

子どもの障がいを早期に発見し、相談や巡回相談などを通じて必要な支援につなげるとともに、医療的ケアが必要な子どもには、その家族を含め、ニーズに応じた支援を行っていきます。

また、障がいのある子ども・若者とその家族が、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、相談支援や生活・就労支援の充実を図り、障がい年金制度をはじめとする各種制度の周知に努めます。さらに、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に教育を受けられるインクルーシブ教育を推進します。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】 乳幼児健康支援事業	2-4-1	乳幼児健康診査事業	子ども家庭センター
【再掲】 子ども発達支援事業	2-4-2	【再掲】 就学前の乳幼児及び保護者への発達に関する相談・検査・紹介	子ども家庭センター
特別児童扶養手当事業	2-4-3	特別児童扶養手当事業	子ども家庭センター
【再掲】 幼児教育・保育向上事業	2-4-4	要支援児童加配事業	子ども家庭センター
【再掲】 特別支援教育推進事業	2-4-5	【再掲】 教育支援委員会の開催 特別支援教育支援員の配置 特別支援教育相談室(ひまわり教室)の運営 通級指導教室事業・特別支援学級の整備	学校教育課
【再掲】 学校運営事業	2-4-6	医療的ケアが必要な児童生徒の就学支援	学校教育課
障がい者生活支援事業	2-4-7	特別障がい者手当等給付事業	福祉課
障がい者相談支援事業	2-4-8	障がい者相談支援事業	福祉課
障がい者就労促進事業	2-4-9	就労を希望する障がい者への支援	福祉課
重度障がい者医療事業	2-4-10	重度障がい者医療費用負担軽減事業	市民国保課
障がいのある人の交流活動促進事業	2-4-11	障がい者交流活動支援事業	福祉課

## (5) 児童虐待防止対策の推進、自殺対策の推進

地域や保育所、学校、行政などの関係機関が連携し、要保護児童などに対して適切な保護・支援を行うとともに、児童虐待の早期発見及び早期対応に取り組めます。

また、子ども家庭センターでは、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して、母子保健と児童福祉を一体化した相談支援を提供することで、虐待の予防的対応から子育てに困難を抱える家庭の支援まで、個別のケースに応じた切れ目のない支援を行います。

さらに、ヤングケアラーなど自覚しにくく、支援を求めにくい状況にある子どものSOSを、日々子どもと接する学校などの関係機関を通じて把握し、自立支援を含めた必要な支援を届けるための相談対応体制を整備します。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】 乳幼児健康支援事業	2-5-1	【再掲】 乳幼児健康診査事業	子ども家庭センター
【再掲】 児童権利擁護事業 青少年健全育成対策事業	2-5-2	要保護児童等対策支援事業 子ども・若者相談室事業	子ども家庭センター
自殺対策推進事業	2-5-3	ゲートキーパー養成研修 自殺対策啓発事業 自殺対策計画進捗管理事務	福祉課

## (6) 安心して外出できる環境の整備

---

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが、全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策や防災対策を進め、子どもやその保護者が安心して外出できる環境づくりに努めます。

また、子ども連れでも安心して出かけられる場所である公園の維持管理を地域住民と協力して適切に行っていくとともに、子どもが安全に外で遊べる環境づくりに取り組みます。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
防犯対策事業	2-6-1	安全安心まちづくり推進事業	総務課
交通安全推進事業	2-6-2	交通安全対策事業	総務課
道路改良事業	2-6-3	道路改良事業	建設課
公園管理事業	2-6-4	公園管理	都市整備課

### 3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

#### (1) 子育て世帯の経済的負担の軽減

子育て世帯の生活の安定と子どもの健全な成長を促進するため、児童手当など各種手当を法令に基づき適正に支給します。また、子ども医療費の無償化に引き続き取り組み、医療機関の受診に伴う経済的負担を軽減します。さらに、経済的負担が大きくなる産前産後においては、国民健康保険税や国民年金保険料の免除制度の周知を図り、必要な経済的支援を継続的に実施します。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
児童手当事業	3-1-1	児童手当事業	子ども家庭センター
子ども医療事業	3-1-2	子ども医療費用負担軽減事業	市民国保課
【再掲】 産前・産後支援事業	3-1-3	産前・産後支援子育て事業 妊婦支援給付事業	子ども家庭センター

## (2) 地域における子育て支援の充実

子育て世帯が地域の中で楽しみながら子育てができるように、地域と行政が一体となって、子育ての応援ができる体制を構築していきます。また、「子育て世帯が安全に安心して過ごせる居場所」を提供し、地域社会とつながる取り組みを実施する子育て支援団体などの活動を促進します。

また、地域や団体が行う青少年育成事業と連携し、多様な体験や学びの場を提供し、地域で子どもたちの成長を支えていく環境づくりに取り組みます。

さらに、地域団体や関係機関との連携強化に努め、地域におけるつながりの形成及び子育て支援事業の充実を図ります。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】 子育て応援事業	3-2-1	【再掲】 子育て応援サポーター活動推進事業	子ども家庭センター
【再掲】 乳幼児親子交流・支援事業	3-2-2	【再掲】 乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～ 地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～ IPPOプログラム事業	子ども家庭センター
【再掲】 地域乳幼児親子交流・支援事業	3-2-3	【再掲】 乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	青少年育成課
【再掲】 児童権利擁護事業	3-2-4	【再掲】 子ども食堂支援事業	子ども家庭センター
【再掲】 読書活動促進事業	3-2-5	地域文庫活動支援事業	文化課
【再掲】 青少年育成活動推進事業	3-2-6	【再掲】 放課後子供教室事業 寺子屋 通学合宿	青少年育成課

### (3) ライフ・ワーク・バランスの促進

事業主や労働者に対して、ライフ・ワーク・バランスの重要性についての理解を促し、男性、女性ともに家庭で子育てする時間を確保していくために、仕事と家庭のバランスのとれた働き方を推進するための啓発を進めます。

また、父親の子育てに対する不安感の緩和や孤立を防止するとともに、男性の育児参加を促進するため、子育て中の父親が気軽に集い、父親同士がつながる場所を継続的に提供し支援していきます。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
【再掲】 乳幼児親子交流・支援事業	3-3-1	【再掲】 乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～ 地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～ IPPOプログラム事業	子ども家庭センター
【再掲】 地域乳幼児親子交流・支援事業	3-3-2	【再掲】 乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	青少年育成課
男女共同参画推進事業	3-3-3	男女共同参画啓発事業 (男女共同参画社会実現のための啓発や講演会の開催)	人権センター
【再掲】 職業紹介事業	3-3-4	【再掲】 無料職業紹介所による就職支援	商工政策課

#### (4) ひとり親家庭への支援

---

ひとり親家庭の親は、ひとりで生計を立てながら子育ても担わなければならない、経済的に厳しい状況に置かれやすく、社会的に孤立し、困難をひとりで抱え込む傾向があります。そこで、児童扶養手当などの経済的支援に加え、ひとり親家庭が安心して生活や子育てができるように、相談体制の充実を図り、自立を促進するためのさまざまな支援を行います。

事務事業	No.	事業概要等	事業主体
児童扶養手当事業	3-4-1	児童扶養手当事業	子ども家庭センター
ひとり親家庭等支援事業	3-4-2	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 母子父子家庭自立支援給付金事業	子ども家庭センター
ひとり親家庭等医療事業	3-4-3	ひとり親家庭等医療費用負担軽減事業	市民国保課